

介護サービス包括型グループホーム 地域生活体験室 遊牧舎

介護サービス包括型共同生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1322303874）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1312304197）
精神障害者自立生活体験事業（江戸川区委託）
法人ショートステイ事業（法人独自の公益事業）

〒132-0035 東京都江戸川区平井3-23-6 TSビル1階
Tel:03-5836-5170 Fax:03-5836-5171 yubokusya@hirai-luminal.or.jp

アクティビティサポートセンターゆい

自立訓練(生活訓練)事業（東京都指定 事業所番号 1312304288）
生活介護事業（東京都指定 事業所番号 1312304288）

〒132-0035 東京都江戸川区平井5丁目14-10 協和物産平井駅前ビル3・5階
Tel:03-5655-7053 Fax:03-5655-7054 yui@hirai-luminal.or.jp

地域活動支援センター こまつがわ

地域活動支援センターI型（江戸川区補助）
精神障害者居住支援事業（江戸川区委託）
精神障害者就労支援事業（江戸川区委託）
精神障害者ピアサポーター支援事業（江戸川区委託）
精神障害者地域生活安定化支援事業（江戸川区委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6421 Fax:03-5858-6422 komatsugawa@hirai-luminal.or.jp

相談支援センターくらふと

一般相談支援事業（東京都指定 事業所番号 1332304060）
特定相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 1332304052）
障害児相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 1372301380）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 1312304270）
精神障害者地域移行促進事業（東京都委託）
ピアサポーター活用アドバイザー事業（東京都委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6025 Fax:03-5858-6026 craft-soudan@hirai-luminal.or.jp

千代田区障害者よろず相談 Light（ライト）

障害者よろず相談事業（基幹相談支援センター／千代田区委託）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル1F
Tel:03-6269-9755 Fax:03-6269-9754 light@hirai-luminal.or.jp



社会福祉法人
ひらイルミナル

事業報告

2024

社会福祉法人ひらイルミナル

ANNUAL REPORT HIRAI-LUMINAL A GOGO!!!!

INDEX

代表挨拶	01
財務ハイライト	02-03
事業報告	
グループホーム遊牧舎	04-10
アクティビティサポートセンターゆい	11-15
地域活動支援センターこまつがわ	16-23
相談支援センターくらふと	24-27
千代田区障害者よろず相談 Light (ライト)	28-33
法人紹介	
令和6年度の会議一覧	34
令和6年度の役員等一覧	34
法人理念	35
法人概要	36
沿革	37

総論 代表挨拶

平素より、当法人の運営につきまして、皆様からご理解、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

2024年の流行語の年間大賞は「ふてほど」。昨年放送された宮藤官九郎さん脚本のドラマ「不適切にもほどがある!」の略称。このドラマは、コンプライアンスが厳しく求められる令和と、そうではなかった昭和を行き来する設定で、昭和の時代に登場する表現や行動が、令和の基準では「不適切」とされ、それを「この表現は現在では不適切とされています」という注釈が何度もでる、楽しくも考えさせられるドラマでした。

ドラマにも出た「コンプライアンス」は、利用者、地域住民、職員、行政その他の利害関係者から法人への信頼が損なわれるような、法人価値の毀損を防止することが目的です。よって、法人は法令違反さえしなければよいわけではなく、利害関係者からの合理的な要請、社会的なルールや職業倫理を遵守し、社会的責任に応え、法人価値を守る責務もあります。

意思決定支援や虐待防止強化など、時代が進むにつれ、福祉施策も日々、変革が続きます。価値観や倫理観が大きく変わり、業務の進め方も変化し、多様な働き方がひろがりました。ドラマの中のようにタイムスリップはできませんので、私たちは、知らず知らずのうちに過去の価値観に囚われていないか、定期的に見直すことが必要な時代になりました。

そして、経営は、健全な「守り」の視点をもちながらも、法人の更なる「成長」のために前へ進む両者のバランスが求められます。

昨年度は、生活介護の報酬改定がきっかけで「次世代の柱となる事業の創出」に向き合い、助成金が取れずにお待たせしていたエドフォント事業の事業化を目指し、しっかり人員や組織体制を整え、土台をつくった1年でした。

今年度は、法人にデザイン部(仮名称)を設け、就労継続支援B型事業の参入へ、いよいよ本格始動します。

これから取り組もうとしている就労継続支援B型のエドフォント管理業務は、地域と更なるつながりを模索しながら、社会的意義をもたらすひらイルミナルらしいサービスを考えていきます。

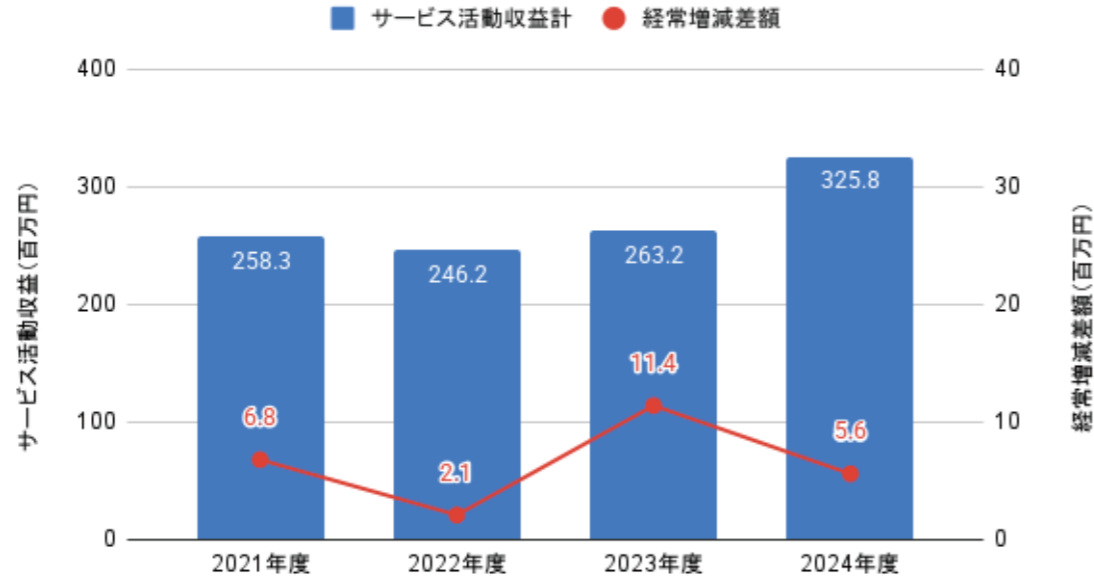
今年度もひらイルミナルへのご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

理事長 河野 文美



令和6年度(2024)、法人全体のサービス活動収益は、325,836,582円、サービス活動費用320,854,229円、サービス活動増減差額が4,982,353円となりました。サービス活動外の増減を含めた経常増減差額は、5,606,726円の黒字となりました。また、今年度も10,502,000円のご寄付をいただきました。

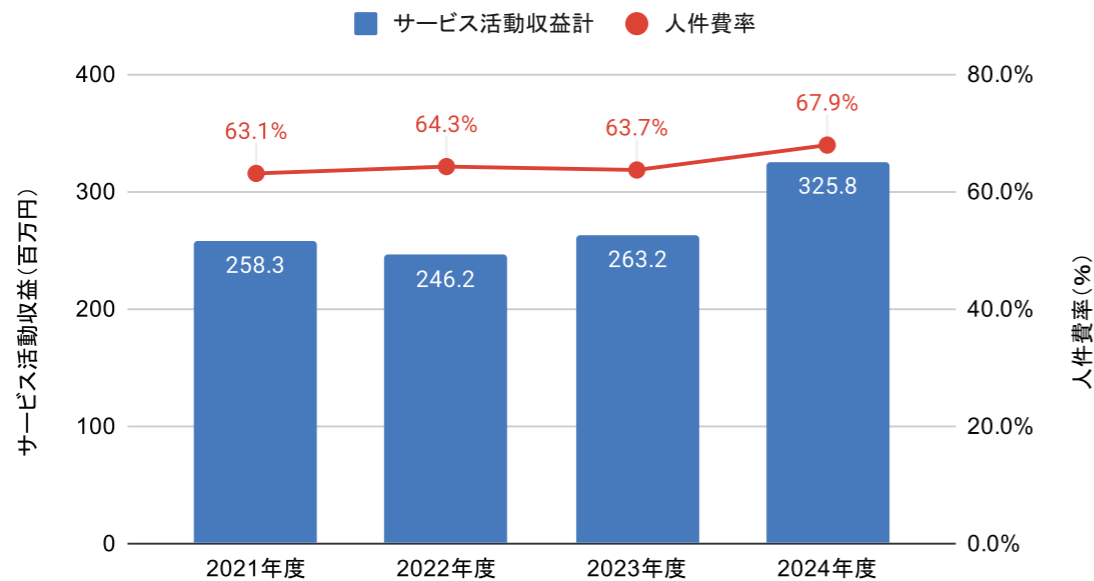
法人全体の業績推移



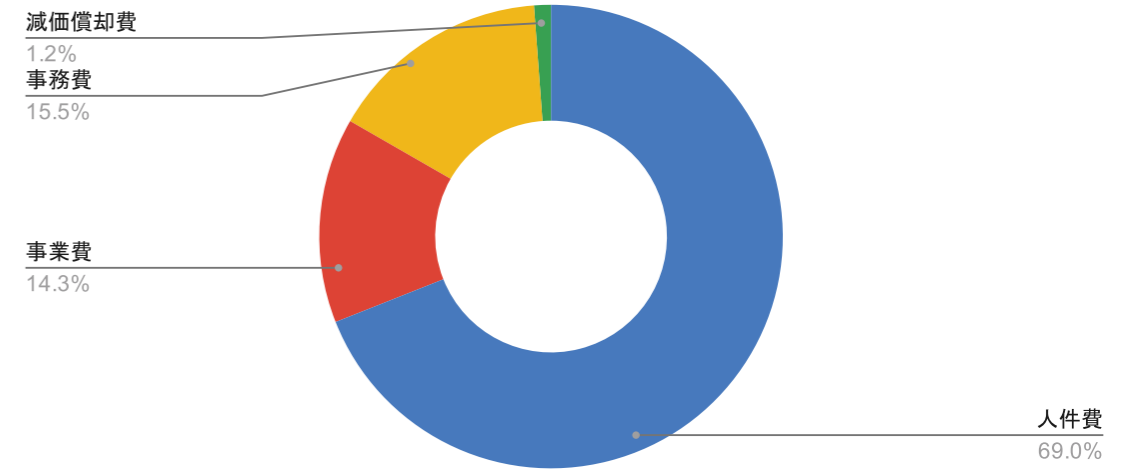
サービス活動収益については、2024年度より千代田区の受託事業を開始したことで、対前年で123.7%となっています。一方、新事業による求人や、不足していた事業所への人員の補充など本来必要な人材の確保を行いました。また、冬季からの正職員の賞与を上げたこともあり、人件費は対前年で132.0%となっています。その影響もあり、経常増減差額(収益額グラフ上の赤い折れ線部分)は11.4百万円から5.6百万円に減少となっています。

※経常増減差額…事業活動で得られた収益からその費用を差し引いて、どれだけのプラス(黒字)またはマイナス(赤字)があったかを示す指標です。

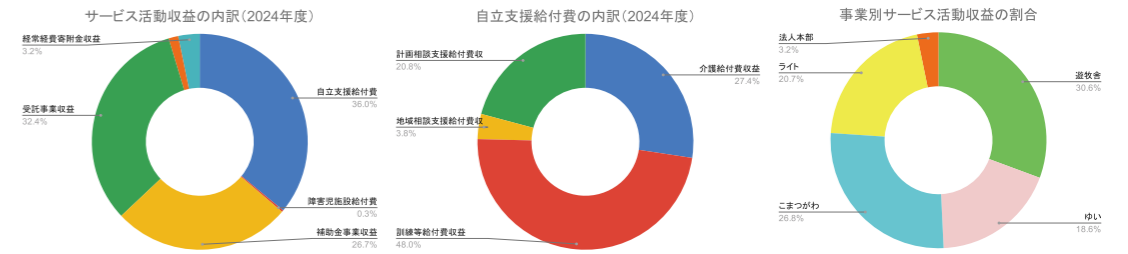
人件費率



サービス活動費用内訳(2024年度)



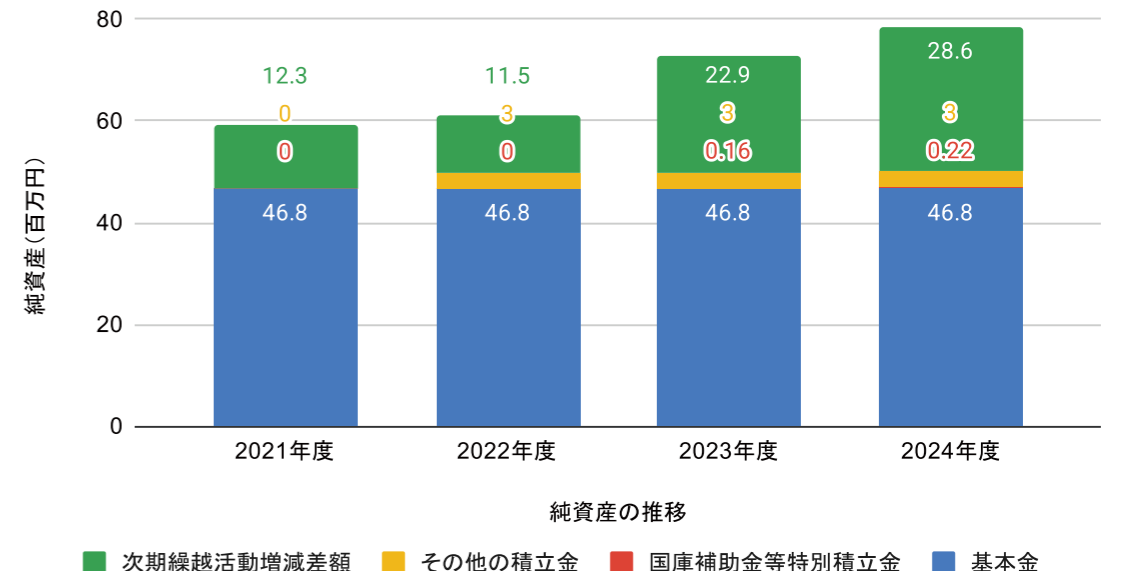
サービス活動収益の内訳について、委託、補助金事業は単年度の決まった収益額となるため、年間の予算が分かりやすい点で安定的な経営ができます。昨年度と比べると、2024年度は千代田区事業の参入により行政が受託先の事業が増えました。しかし、これらの事業についてはサービスを提供するだけでなく、行政から求められるサービスの本質を理解すると同時に行政の方針によって事業が変化するリスクを理解し、運営にあたる必要があります。



※法人本部に寄付金収益を計上しています

純資産の中の「次期繰越活動増減差額」は将来の事業継続に向けた資金確保能力を示すための指標のひとつです。寄付金の影響もあり、対前年で124.8%となっています。

純資産の推移とその内訳



グループホーム遊牧舎

會田 真一
(施設長)



遊牧舎の
事業理念と機能

1. できないことや苦手なことがあっても、
本人のストレンクスを活かせる社会資源を探しつないでいくこと
2. 人や社会とのつながりを拡げていくことで
一人ひとりがその人なりの生活を見つけていける支援を目指す

居室の活用と個別支援を通じて、

- ①グループホーム遊牧舎は限られた期限（概ね3年）の中で居室を活用しながら、
自分らしい暮らし方を見つけて単身生活等を目指します。
- ②地域生活体験室遊牧舎はショートステイを活用しながら、
地域生活での休息や自分らしい安心できる暮らし方を見つけ、
住まいの自立、地域定着を目指します。
- ③自立生活援助遊牧舎はグループホーム退去後も安心して暮らせるように、支援をします。

利用者の方一人ひとりの本来こうありたいと思うような暮らしが実現できるよう、私たちスタッフが一緒に考え、行動します。

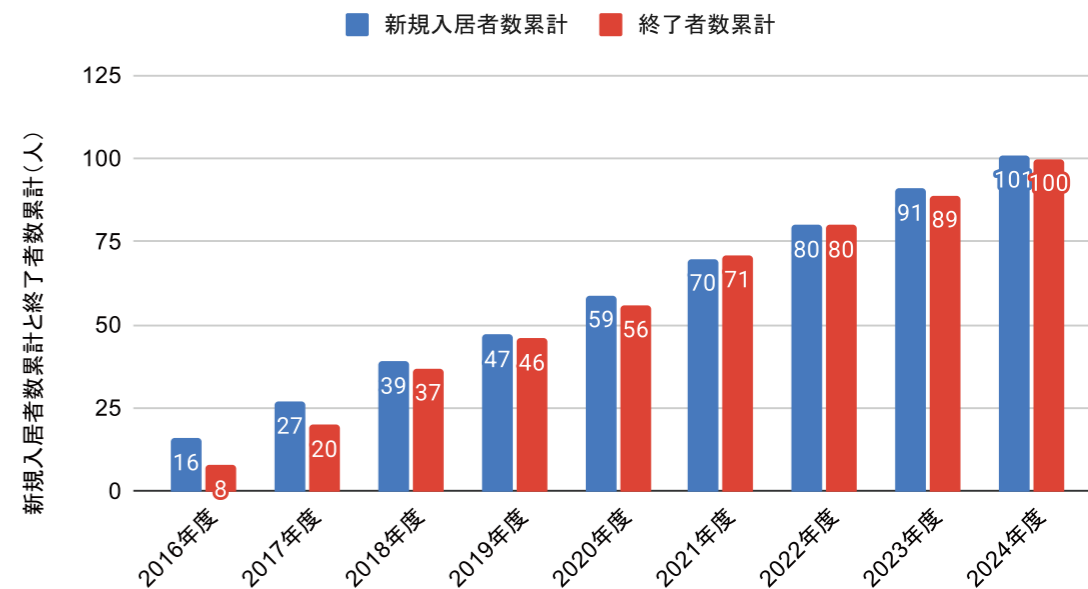
通過型グループホームを
選択した背景

平成14年(2002)、悠遊舎の利用者さんが暮らしに困り、猫と一緒に事業所で暮らし始めたことがきっかけで、区内で初めて精神障害者のグループホームが設立されました。設立当時は、利用者の選定は区の判定協議会で決まり、障害が重度な方は入居できない仕組み、空室があってもなくても補助金が支払われる時代でした。しかし、自立支援法が始まることにより、法人が福祉経営を担うという不安もある中で、すでに入居している利用者のためにも存続を模索し、何度も話し合いを重ねた結果、事業を拡大することになりました。

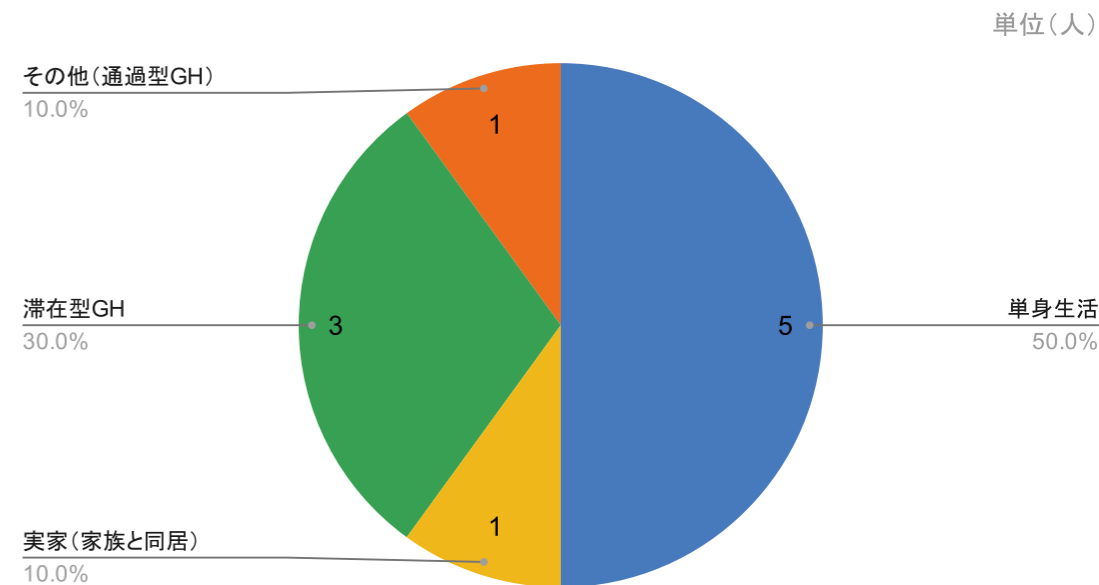
平成18年(2006)に自立支援法が施行され「措置から契約」へ移行し、利用者自身で受けるサービスを決められる制度になりました。自分たちで入居者を募集したところ、2週間で19名の応募。4年待機している方、待っている間にお亡くなりになった方、手を差し伸べれば退院のチャンスがある長期入院の方、虐待されていることを知りながら受け入れられず、お断りをさせていただく方。グループホームが必要でひっ迫している方々がたくさんいらっしゃいました。居室を使って、困っている人に手を差し伸べたい、ソーシャルワークを展開したいということが、遊牧舎の原点にあります。ほとんどの法人は、東京都は家賃が高いという特性から、通過型加算が入る通過型グループホームの事業展開を選択せざるを得ませんでした。

3年間で一人暮らしをマネジメントする通過型は、入退去の回転率を上げ、多くの方に利用していただける機能だとポジティブに捉え、3年間住居を活用し、一人ひとりの本来こうありたいと思うような暮らしが実現できるよう、ケアマネジメントをする機能を打ち出しました。通過型グループホームでは、平成20年(2008)ごろから毎年約10名の卒業生を輩出し、現在約170名の卒業生のほとんどが江戸川区内に暮らしており、特に平井地区の在住者が多い状況です。彼らとこの街で共に生きるため、グループホーム運営をあたたく見守ってくれる地域をつくるため、平井東自治会の活動にも積極的に参画し、地域住民とのネットワークづくりにも力を入れております。現在は25室を借り上げて、ショートステイ、ミドルステイ、自立生活援助など、多機能運営の拠点となっております。

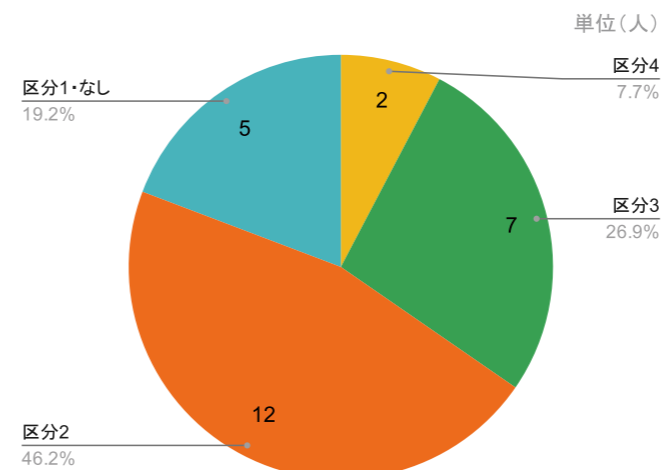
新規入居者数累計と終了者数累計



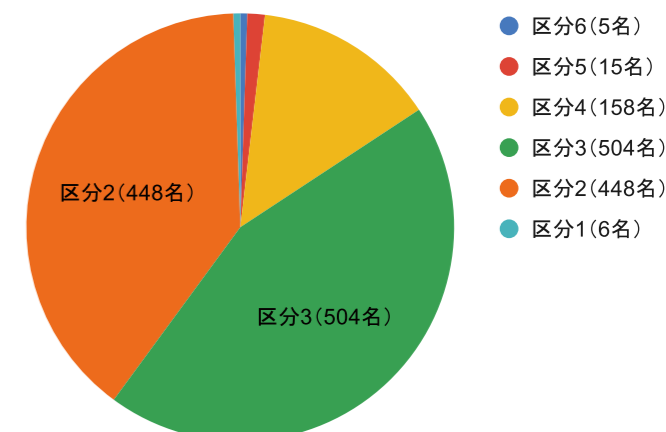
GH退去後の域際の推移(2024年度)



GH利用者の障害支援区分
(2024年度)



江戸川区内の精神障害者の
障害支援区分の人数
(2023年)



※江戸川区障害福祉計画(資料)より作成

介護サービス包括型グループホーム遊牧舎(共同生活援助事業)

グループホーム遊牧舎は、介護サービス包括型を選択しています。介護サービス包括型とは、生活支援員というヘルパーさんがグループホームに常駐しているという事業形態です。生活支援員が常駐する強みは、居宅介護サービスのように制度の枠に縛られることなく生活支援のお手伝いができる、生活支援員が居室へ出向き、さまざまなアセスメントをチームに発信できることで、より深めた支援を提供します。

チーム支援体制
サテライト型と

グループホーム遊牧舎の
支援

グループホーム遊牧舎は、平井エリアに5つのアパートを借りて、一人でアパートに暮らすタイプの事業運営です。サテライト型とは、居室とスタッフが一つ屋根の下で暮らすタイプとは違い、スタッフの常駐する事務所とアパートとが違う場所という運営形態です。日々、スタッフが常駐する事務所から、各居室へスタッフが出向きます。また、24時間の電話対応に加え、宿直も配置することで、見守られている、安心感が得られる、そういった環境の中で支援をおこなっています。

- 関係づくり期 (抱える)** 入居して2~3カ月くらいは、地域やグループホームの生活に慣れるため、入居者の生活全般の支援が必要です。地域のスーパーやドラッグストア、銀行のATMなど、社会資源を活用し、生活支援を通じながら遊牧舎スタッフと入居者の関係を深め、困った時に相談できる関係づくりを構築していきます。
- 試行錯誤期 (安定する)** 生活に慣れていくと、アセスメント期に入ります。日中や休日の過ごし方を世話人と一緒に考えながら、自分らしい暮らし方、こうなりたい将来像を模索しはじめます。好きなこと、強みを活かした支援をしていきます。
- 関係の引継ぎ期 (つなぐ)** こうなりたいという将来像が見えてきたら、その生活を実現するために様々な取り組みを実行し、見直しを図ります。3年間という時間の中で、生活基盤の支援を受けながら安心、安全な環境のもと、自分が本当にやりたいことなのか、様々な経験をしながらやりたいことへのチャレンジ、試行錯誤できることも、通過型グループホームの強みです。
- 試行錯誤期 (安定する)** こうなりたいという自分の暮らしの実現に近づいてきたら、退去後に向けた準備をします。ヘルパーさんがいる事業所など、他の障害福祉サービスを駆使して単身生活へ進む方や身近に支援者がいてほしいという希望の方、滞在型グループホームを選択する方もいらっしゃいます。その人が望む生活が送れるよう支援をしながら、関係性を他のサービス事業所へ移行させて、卒業を迎えます。

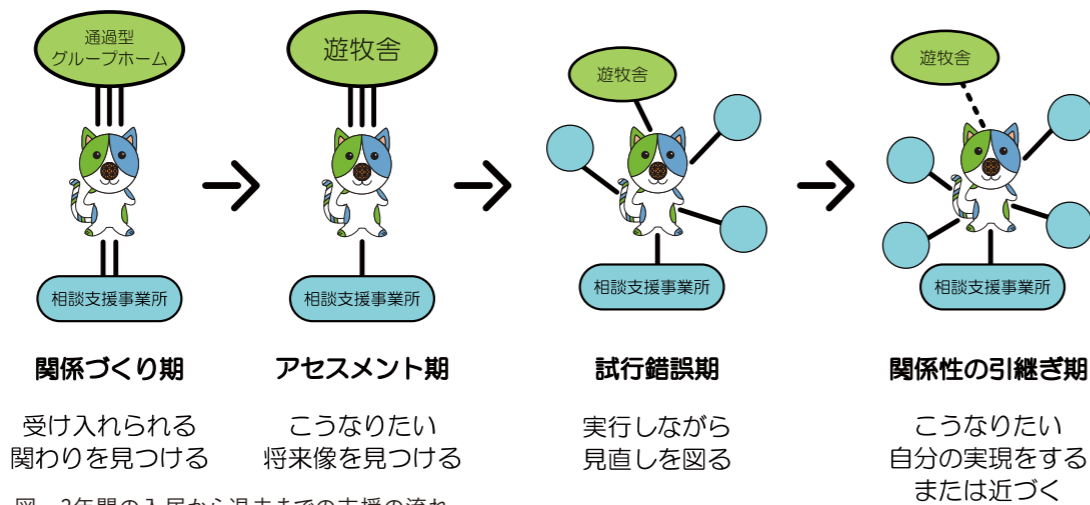
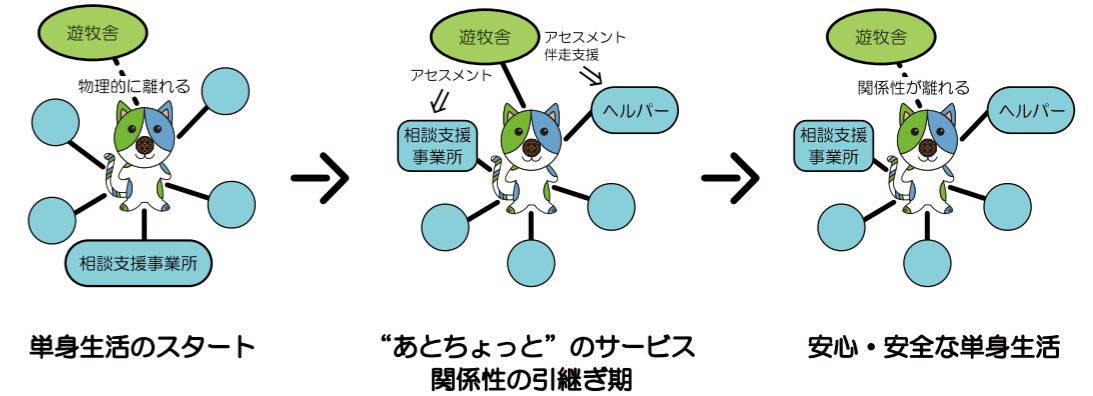


図 3年間の入居から退去までの支援の流れ

自立生活援助グループホーム遊牧舎(自立生活援助事業)

自立生活援助事業
(離れる)

卒業後の1年は、新しい住居でも安心して暮らせるように、ご希望の方には関係機関への引継ぎのアフターサービスがあります。通過型グループホームで過ごした日々は、生活の苦手なことや特性や関わり方が分かるので、新しい関係機関の方へ関わり方の伝達や調整ができます。また、グループホーム遊牧舎の自立生活援助は、グループホーム遊牧舎の入居経験者が対象で、10年、20年前の入居者に対してアフターサービスができます。

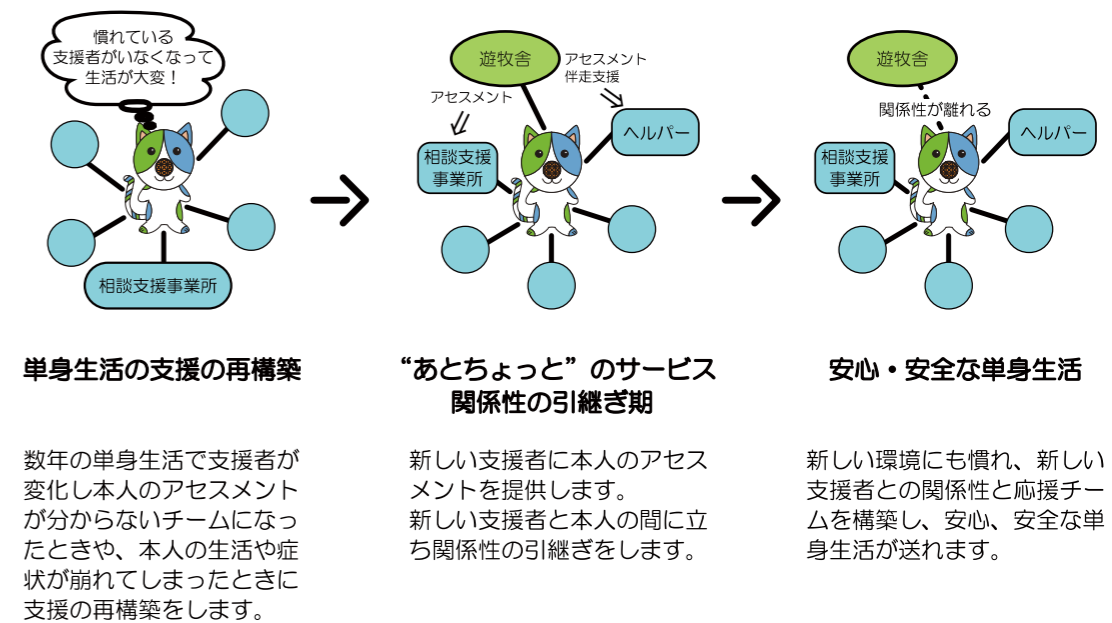


新しい環境、新しい支援者に代わり不安なことたくさんあります。その不安や環境変化に支援が必要な人もいます。

新しい環境変化に対し、安心安全のフォローをします。生活支援員から居住介護(ヘルパー)へ新たな支援者と本人との間に立ち、関係性の引継ぎをします。

新しい環境にも慣れ、新しい支援者との関係性と応援チームを構築し、安心、安全な単身生活が送れます。

図 自立生活援助のサポートの流れ①



数年の単身生活で支援者が変化し本人のアセスメントが分からないチームになったときや、本人の生活や症状が崩れてしまったときに支援の再構築をします。

新しい支援者に本人のアセスメントを提供します。新しい支援者と本人の間に立ち関係性の引継ぎをします。

新しい環境にも慣れ、新しい支援者との関係性と応援チームを構築し、安心、安全な単身生活が送れます。

図 自立生活援助のサポートの流れ②

介護サービス包括型グループホーム遊牧舎(共同生活援助事業)

自立支援法後、通過型グループホームの事業拡大は進めていましたが、3年の入居期間があるため、緊急で住まいの支援が必要な場合に居室がありませんでした。グループホームを必要とされている希望者の中には、ショートステイで単身生活の模擬体験をして、一人ひとりの必要な支援のアセスメントがあること、アセスメントに基づいた支援体制を構築できること、単身生活の模擬体験をする中で、ご本人の単身生活のイメージと、単身生活に向け前向きに挑戦できる自信が持てること。これら3つの支援があれば単身生活ができる方もたくさんいらっしゃいました。

江戸川区のグループホーム待機者を解消する方法として、ケアマネジメントの機能があるショートステイをつくりたい。それが地域生活体験室遊牧舎の原点です。当時、区でも地域移行の整備を進めていたことから地域移行以外のニーズにも対応できる事業を提案し、江戸川区の多大な協力で実現したのが「江戸川区精神障害者自立生活体験事業」でした。

地域生活体験室遊牧舎（ショートステイの機能を活用した事業の総称）は、地域での生活を支えることはもちろん、家族からの自立、単身生活への挑戦、グループホーム待機中の単身生活の練習など、さまざまな活用方法が見いだされました。例えば、部屋をお貸しするだけの緊急な一時避難では、帰った後に同じ生活へ逆戻りするケースも多く、それでは課題解決になりません。居室を提供しながらケアマネジメントの機能を持つことで、暮らしの課題解決へつなげることもできます。また、グループホームや単身生活前に何度も体験ができる機能は、地域生活に必要な支援のアセスメントが分かり、受け入れ準備を事前に進めることができ、結果的に地域生活の継続に寄与しています。

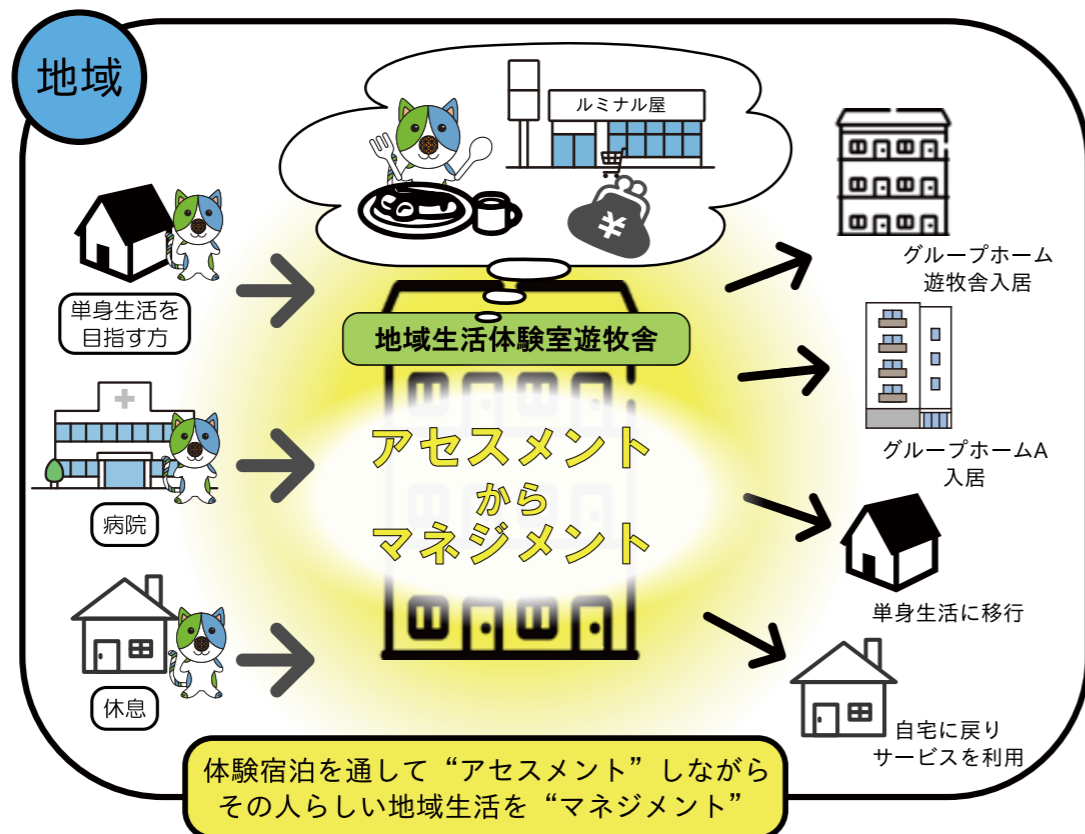


図 地域生活体験室利用の流れ

できること
ショートステイで

1.生活のイメージ作り、家事の練習ができるかな

鍵の開け閉めやお買い物、掃除、洗濯、調理など、生活の模擬体験や家事体験ができます。家事と一緒に練習することができます。

2.お薬の管理ができるかな

服薬カレンダーやアラームを使う等、様々な方法を試しながら一人ひとりに合った管理方法を見つけしていきます。不安な時はスタッフが、電話や訪問で確認します。

3.お金のやりくりができるかな

グループホーム支援で培った、お金のやりくりの工夫やノウハウ、やりくりツールがあります。ショートステイでは、1食分、1日分の予算を決める、封筒分けに挑戦する等、一人ひとりに合ったやりくり支援をします。

4.空き時間の過ごし方、何をするか

一人部屋なのでゆっくりとくつろげます。一人での過ごし方から一緒に考えることもサポートします。部屋にテレビ、DVD、CDなどがありますので、自由にお使いいただきながら、過ごし方を体験してみてください。

5.お泊りしながら日中活動先の見学や通所体験はできるかな

通っている作業所などには宿泊中も通所できます。道が分からなければ同行も可能です。見学したい事業所等があれば地域移行支援員や相談支援専門員に相談をして、お泊りの時に見学に行くこともできます。

6.夜中の困りごとにSOSが出せるかな

宿泊時は貸し出し用携帯電話を準備しています。携帯の使い方や相談するタイミングを練習しましょう。時間問わず困った時にはご連絡ください。また夜間は宿直の職員が待機して

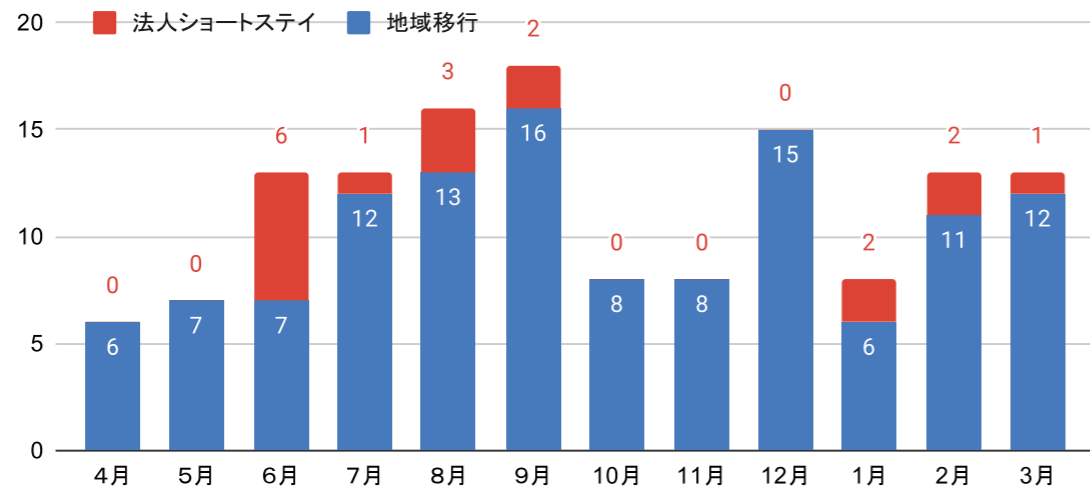
江戸川区精神障害者自立生活体験事業

本事業は、江戸川区在住で、ご家族からの自立等で一人暮らしを考えている方々の利用や、状態悪化防止のための休息目的、生活空間上のストレスから一人になれる気分転換を目的とした利用ができる地域定着に効果的な事業です。2020年にはコロナ禍を経験し、在宅勤務が増えるなど、生活形態が変化しました。日常の中での家族との距離が近くなったことで、少し距離を置きたい、休息をとりたい、離れて生活したい、といったレスパイトを目的とした利用が増えています。

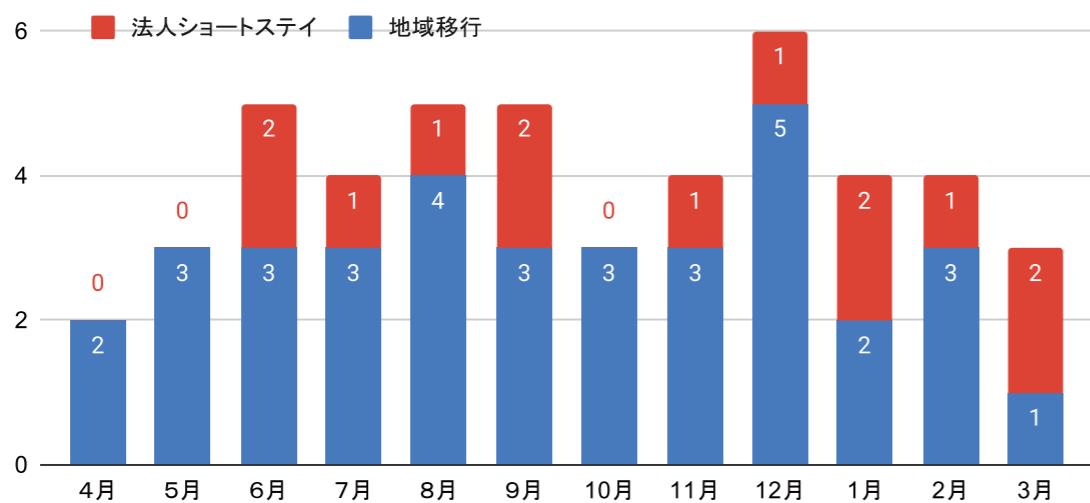
法人ショートステイ事業

江戸川区外の方で、生活環境や家族関係などに困難を抱え、ショートステイ利用の必要性が高い方に居室の提供を行っています。江戸川区の事業では入院中の方の利用ができないため、緊急性の高い方の避難的利用、地域移行支援事業の個別給付を受けた方や、退院に向けて地域生活のイメージづくり、生活能力の評価を行うための宿泊体験の機会として活用できる環境を提供している法人独自の事業です。

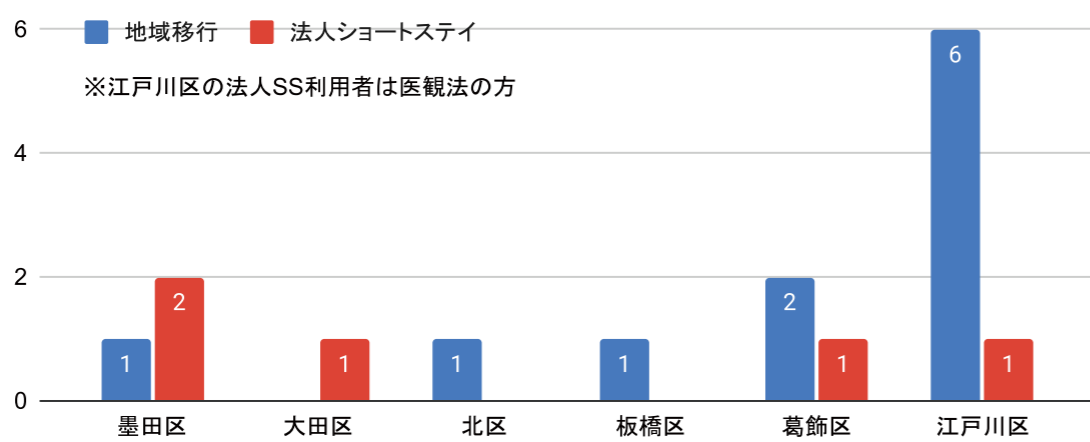
法人ショートステイと地域移行の月別利用日数(2024) 単位(日)



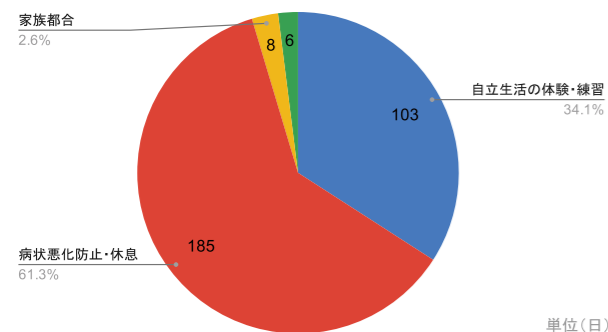
法人ショートステイと地域移行の利用人数(2024) 単位(人)



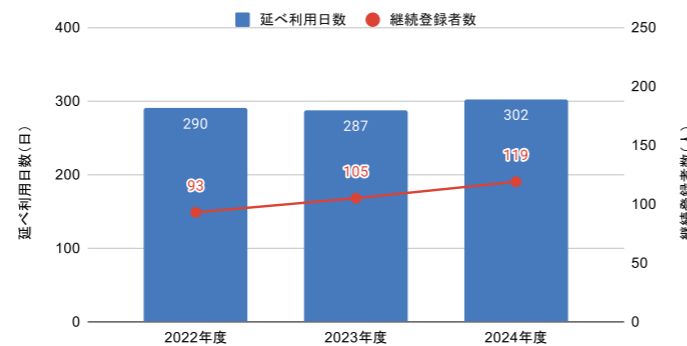
法人ショートステイと地域移行の利用者区別内訳(2024) 単位(人)



自立生活体験事業の目的別利用日数の推移(2024年度)



自立生活体験事業 延べ利用日数と継続登録者数



アクティビティサポートセンターゆい

高野邦恵
(施設長)



ゆいが果たすべき
使命や役割
(ミッション)

「仲間や所属づくり」「やりがいや楽しみづくり」「自分を活かせる“いいところ探し”」を、プログラムと個別支援を通して、

- ①ゆい以外の社会資源につなげていきます。
- ②ゆいの中で維持・継続・発展させていきます。
- ③利用者の方一人ひとりの本来こうありたいと思うような過ごし方が実現できるよう、私たちスタッフが一緒に考え、行動します。

ゆいが大切にしたい
価値基準や手段、行動原則
(バリュー)

ゆいの支援の方針として、まず一つ目はチーム全体で共有し、補い合いながら取り組むことを大切にしています。支援の担当者ではなくても、利用者さんのちょっとした変化に誰かが気づき、それをチームでどう活かすかを考えられる、そうした“つながりのある支援”を私たちは大切にしています。

二つ目は、利用者さんの解釈に歩み寄る関係づくりです。一人ひとりが抱えている背景も感じ方も同じものはありません。その人のとらえ方、言葉、その人のタイミングを尊重するよう心がけ、たとえ言葉にできない気持ちも「表情」や「行動」から汲み取っていくような関わりを大切に、支援の中身はその都度カスタマイズしていきます。

三つ目は「固定観念にとらわれない、柔軟な支援」です。私たちは、「こうあるべき」という支援の型にこだわりません。ときには“それってギリギリセーフ?”と思われるような支援でも、本人にとって意味があり、前に進むきっかけになるなら、あえて選ぶこともあります。

自立訓練(生活訓練)事業を
選択した背景

平成24年(2012)、NPO法人ヒーライトねっとで事業運営が始まった年、アクティビティサポートセンターゆいは自立訓練(生活訓練)事業からスタートしました。当時は、計画相談が制度化されていなかったため、グループホーム利用者さんの通所先や過ごし方、必要な社会資源は、グループホームの世話人が中心となって探し、支援につないでいく時代でした。そのような背景もあり、他の法人では、グループホームを利用できる条件として、通所に日数のしぼりなどのルールが設けられているところもあるなど、グループホームの入居のハードルがとて高かった時代でもありました。

グループホーム遊牧舎は、ひきこもりや通所ができなかった方も積極的に受け入れていたため、3年の入居期間中に、必然的に一人ひとりの日中活動先や土日の過ごし方、仲間づくりなどのマネジメントもグループホームの世話人や生活支援員だけで取り組まなければならない時代背景がありました。就労継続支援B型や就労移行、デイケアや地活I型など、さまざまな社会資源の中でご本人に合う通所先はどこか。また、友人が欲しい、土日の居場所が欲しい、趣味を活かしたサークルが欲しいと、その人らしい過ごし方を模索することは、フォーマルのみならず、インフォーマルも駆使した社会資源の活用、地域開拓が必要となりました。そのような「過ごし方のマネジメント」機能を一手に担ってくれる通所先があればという願いがこの事業を選択した原点となっています。

自立訓練(生活訓練)事業は、「自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う」ところです。同じところにとどまらず、その人らしい過ごし方を積極的にマネジメントし、つないでいく戦略や、ひきこもってしまう方にも備えて、訪問支援も積極的に算定できるサービスは何かを模索した結果、2年(延長1年)の有期限のサービスを活用したアクティビティサポートセンターゆいが誕生しました。

自立訓練（生活訓練）事業は、過ごし方のマネジメントに強い意欲とコンセプトをもってスタートしましたが、開所から2年は赤字経営でした。赤字の原因は、有期限という特性から、せっかく通所定着しても数カ月後には他事業所へつながらなければならず、通所日数が下がるということ。自力通所が難しい方やひきこもりの方を受け入れていた特性から、訪問支援や個別支援にマンパワー不足の課題を抱えておりました。

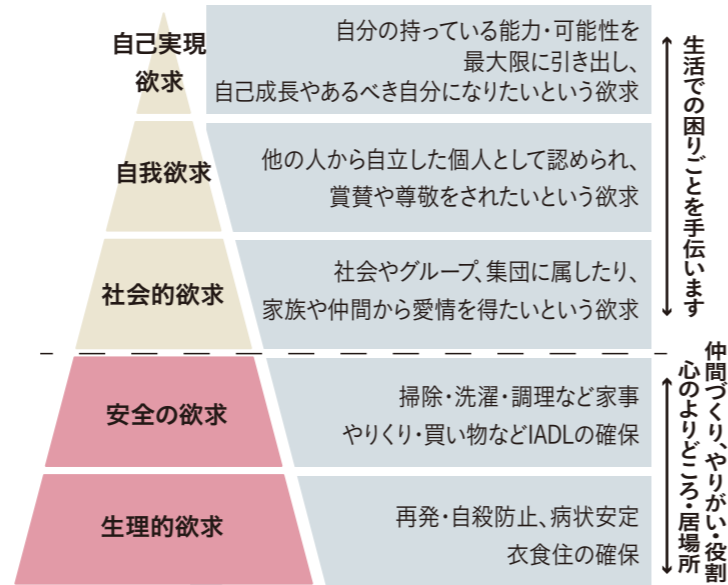
そんな中、2～3年目にかかり生活訓練事業の1つのサイクルが終わろうとしていた頃、送迎支援があれば通所できる方、柔軟な個別支援とマネジメントがあれば通所ができる方、保清や金銭管理等の生活支援があれば通所ができる方、介護保険サービスの通所利用年齢に達していない方や達してはいるものの支援内容としては障害への支援が主に必要な方など、さまざまな利用者さんのニーズが浮かび上がってきました。それらを地域のニーズ、区内に必要な社会資源と捉え、新しい事業である生活介護事業に挑戦することにしました。生活訓練同様、過ごし方が豊かになる支援、個別支援と生活支援の強い色をもつ、送迎付きのサービスを打ち出しました。

生活介護は「常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する」ところです。当時は、東京都にも精神障害者を中心とした生活介護事業の前例がないということで、事業の申請には、先述した地域課題やニーズなど細部までイメージを膨らませ、都と話し合いを重ねた中で作りあげていきました。これが、現在の生活介護事業の原点となっています。また、生活介護事業との多機能型を採用したことで、通所率の安定を図ることができ、社会的に必要とされる生活訓練事業の運営を担保しました。

ゆいの支援の流れについて

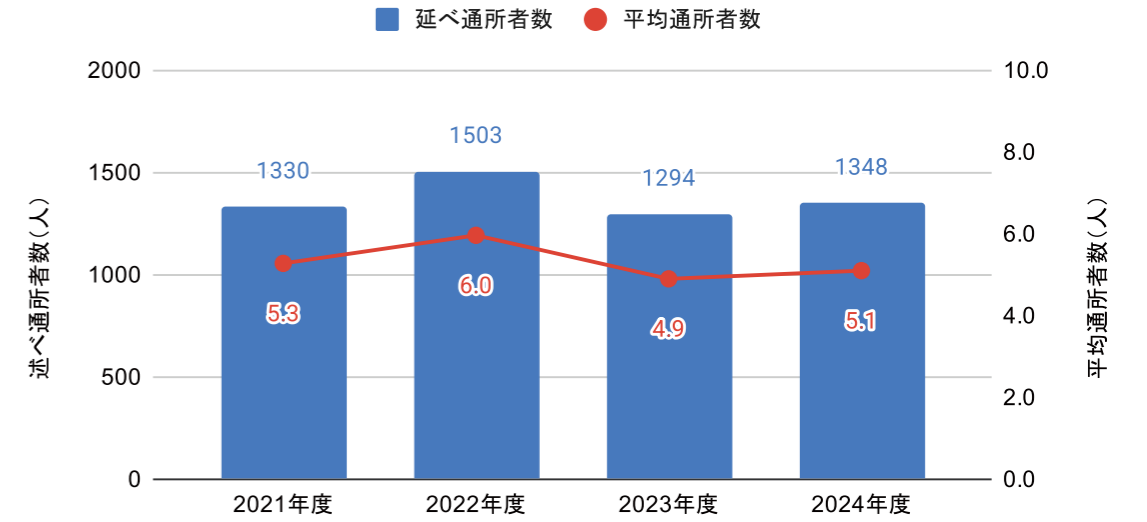


マズローの図とゆいの支援



社会とのつながりに不安感を抱える方にも、安心して通っていただけるよう、丁寧なアセスメントとアウトリーチを通じてその人らしい一歩とその人らしい社会参加の形を見つけるお手伝いをします。その中で、その人自身も気がついていない部分に寄り添いながら支援することで自身の強みを発見し、安心できる環境でチャレンジできることで、可能性を引きだす支援をします。

生活訓練 延べ通所者数と平均通所者数の推移

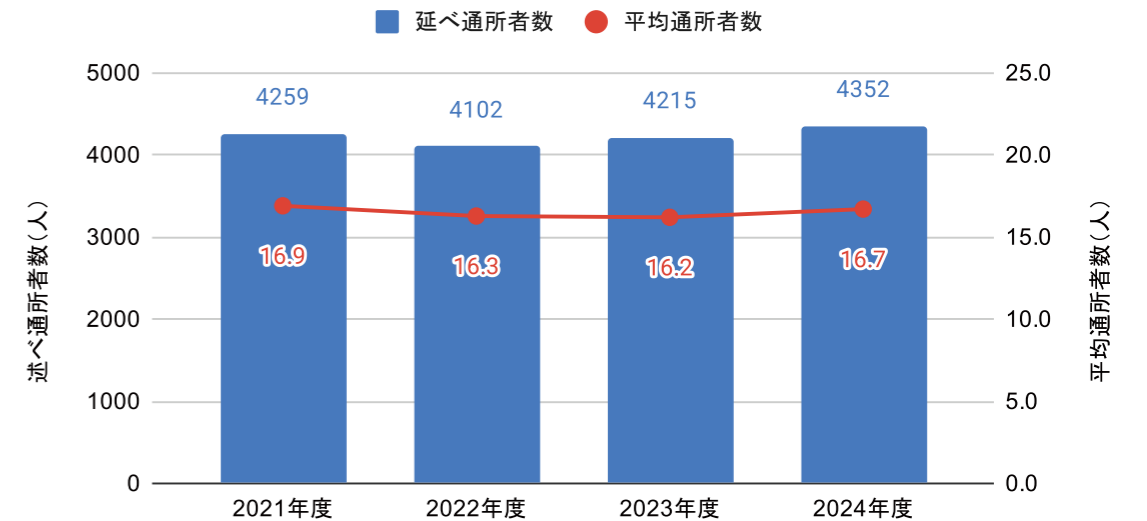


生活訓練の卒業後のつながり先(2024)

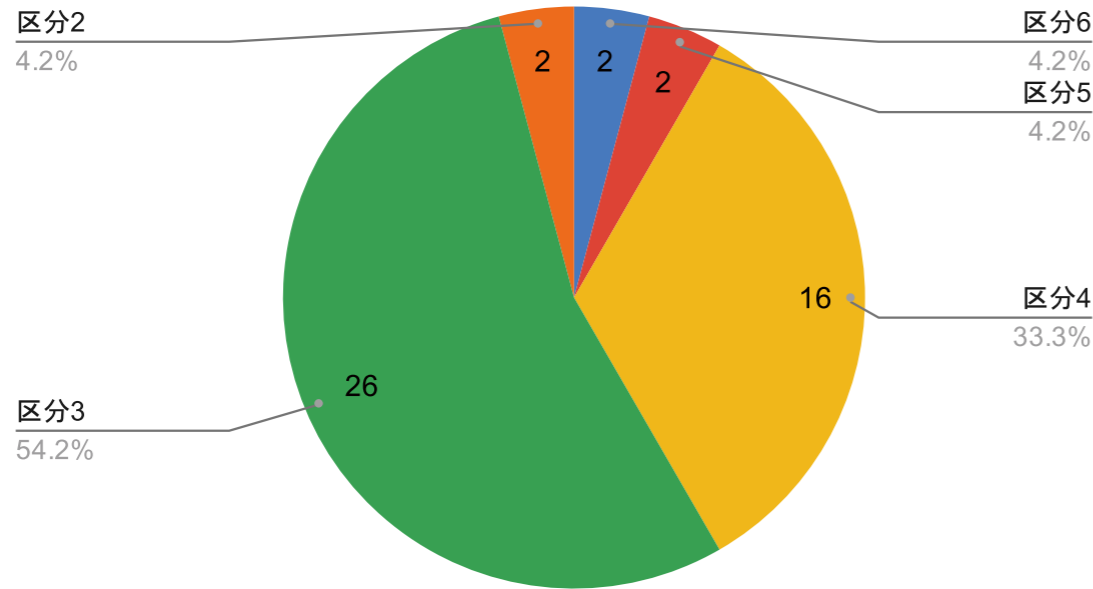
就労継続支援B型作業所	4名
事業所内の生活介護	1名
入院	1名

生活介護は、障害のある方々が日常生活を安定して送るための支援を提供する障害福祉サービスの1つです。精神障害者を対象とした生活介護事業は区内でも数が少なく、利用している方々は、お風呂や着替えといった保清の維持、服薬や金銭管理、関係機関との連携など、より手厚い支援がないと地域での生活が難しい方が多くいらっしゃいます。ゆいでは、その人らしく過ごす時間を大切にしながら一人ひとりのペースや思いに寄り添い、社会とのつながりを感じられる安心な環境の中で生活の豊かさ、楽しみを提供し、新たな「やってみよう」という気持ちの芽生えを支えています。そのように本人のモチベーションを保てるサービスを提供することで、ひきこもらせない、孤立・孤独にさせない支援をしています。

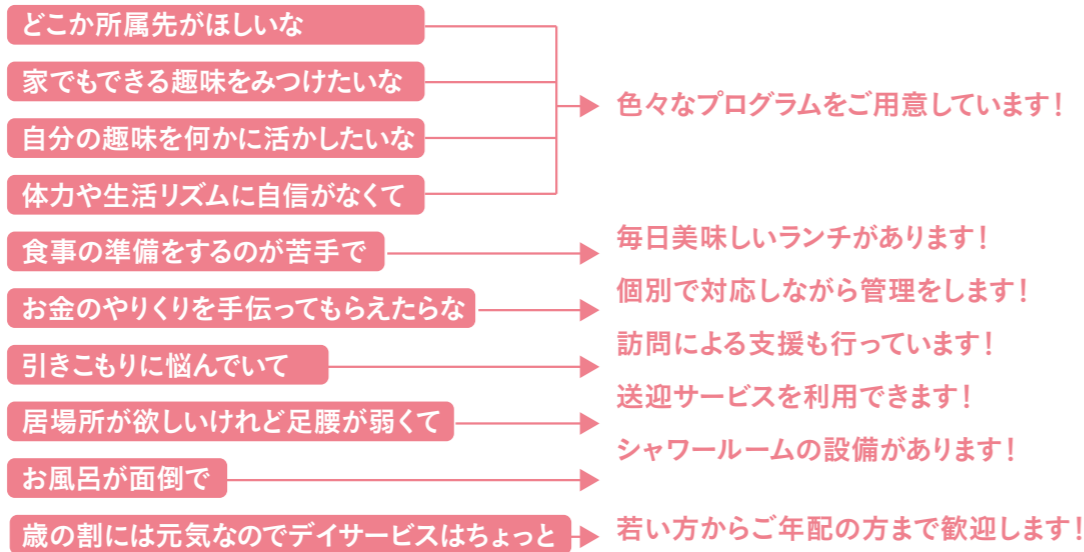
生活介護 延べ通所者数と平均通所者数の推移



生活介護利用者の障害支援区分(2024年度) 単位(人)



色々な目的で
ゆいを利用しています



ゆいの
プログラム活動

過ごし方のマネジメントをするには、多くの体験や経験が必要です。日中の過ごし方をどうしたらよいか分からない方、長い間入院しており地域での生活のイメージがわからない方などプログラムを体験、活用することで自分の得意なこと苦手なことを知り、自分が求める過ごし方や希望を見つけられます。多種多様なプログラムを提供するため、地域の方に外部講師を依頼しています。またプログラムに利用者さんを合わせるのではなく、利用者さんの希望に合わせたプログラムを提供するため、都度プログラムの見直しを図り、個別支援を担保しています。

月	火	水	木	金
10:00	訓練	訓練	訓練	訓練
11:00	ヨガ	ボッチャ	しゃべり場	カラオケ
12:00	ハヤシライス	雑品ゴマダシ雑炊	豚バラキャベツの春雨炒め	ちらし寿司
13:00	フラダンス	初心者麻雀	音楽セッション	パズルタイム
14:00	麻雀	結手紙	カラオケ	北浦DR
15:00	掃除タイム	掃除タイム	掃除タイム	掃除タイム
16:00	閉所	閉所	閉所	閉所

訪問支援が
あります
(生活訓練)

- 例・ひきこもりから抜けるきっかけがほしい方
- ヘルパー支援などをもっとうまく使えたらと考えている方
- 家でできることを増やせたらと考えている方
- 就労継続や就労移行などを利用しているのだけれど、途中で調子を崩してサービスが途切れてしまい、復帰のタイミングがなかなかつかめない方 など

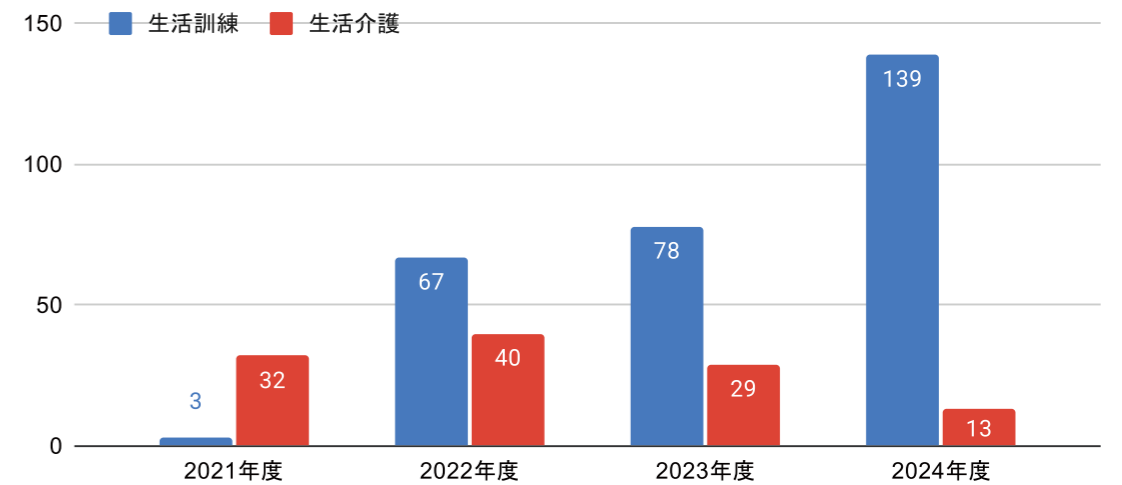
送迎支援が
あります
(生活介護)

- ※生活訓練利用の方でも、特別な事情があれば送迎支援をいたします。
- 例・交通機関の利用に慣れていないため、ゆいへの外出に慣れるまでお願いしたい。
- ヘルパーさんと道順を覚えようと思うけれども、体力的にまだ片道が限界……。
- 高齢になってきて外出に不安がある。
- 症状が強くて自力通所は難しいので。 など

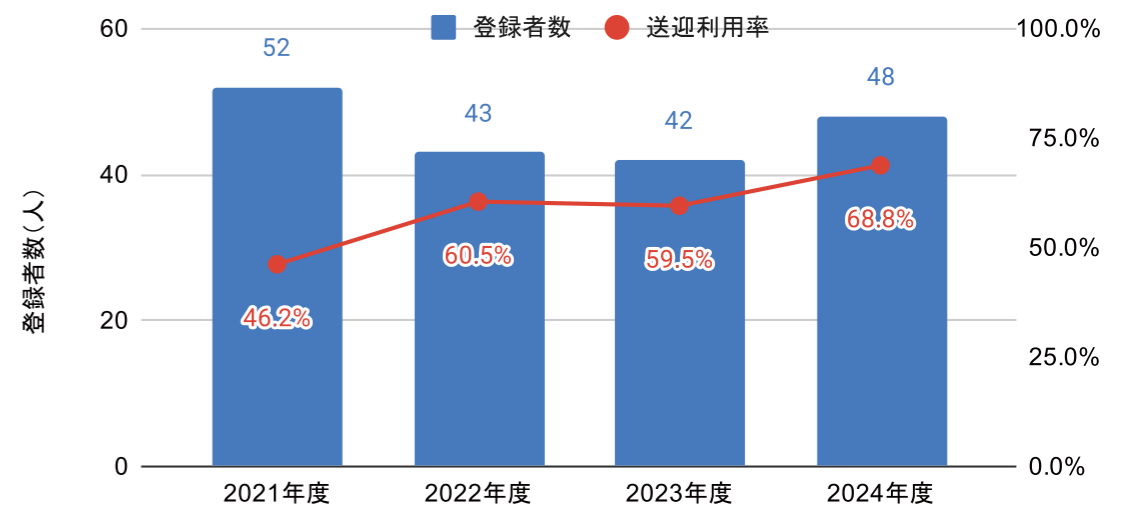
地域生活支援を
します
(生活訓練・生活介護)

- 例・通所時の金銭管理の動機づけややりくりを手伝ってほしい。
- 通所時に身なりの保清、入浴の動機づけや介助を手伝ってほしい。
- 昼食は通所先でしっかり栄養をとりたい。
- 薬が飲めているか確認してほしい。 など

生活訓練と生活介護の延訪問者数の推移 単位(人)



生活介護 登録者数と送迎利用率の推移





“センターこまづがわ”は、地域活動支援センターⅠ型です

医療、福祉の領域や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発などの事業を行っています。さらに相談支援に関する事業も実施しています。精神保健福祉士等の専門職員が配置されています。

役割とは
支援センターの
地域活動

「仲間が欲しい」「生活の困りごとをどこに相談したらいいんだろう」「この町で暮らしたいけれど、どこでどう暮らしたらいいだろう」「自分の居場所が欲しいけれどどこに行ったらいいかわからない」など、障害をもった人たちが地域で暮らす上で、たくさんの困りごとがあります。そのような人に対して日中の居場所や生きがいがづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供を行い、地域社会との交流を促進していくのが地域活動支援センターの役割です。

地活Ⅰ型が
つくられた背景

精神障害者が医療の対象として捉えられていた歴史は長く、他の障害者と同様の「障害者」に位置づけられたのは平成5年(1993)に制定された『障害者基本法』からです。その後、平成7年(1995)には『精神障害及び精神障害者福祉に関する法律』(以下『精神保健福祉法』)が成立し、『精神保健法』のリハビリテーションや訓練の観点から地域生活の支援という観点に変わりました。このような動向の中、平成8年(1996)に精神障害者地域生活支援センターは障害者プランの重点項目の一つとして「精神障害者地域生活支援事業」として制度化され、人口30万人に概ね2カ所ずつ精神障害者地域生活支援センターが整備されることが目標に掲げられました。その後の平成11年(1999)『精神保健福祉法』の改正では、精神障害者地域生活支援センターは精神障害者社会復帰施設、社会福祉法の第二種社会福祉事業として位置づけられます。

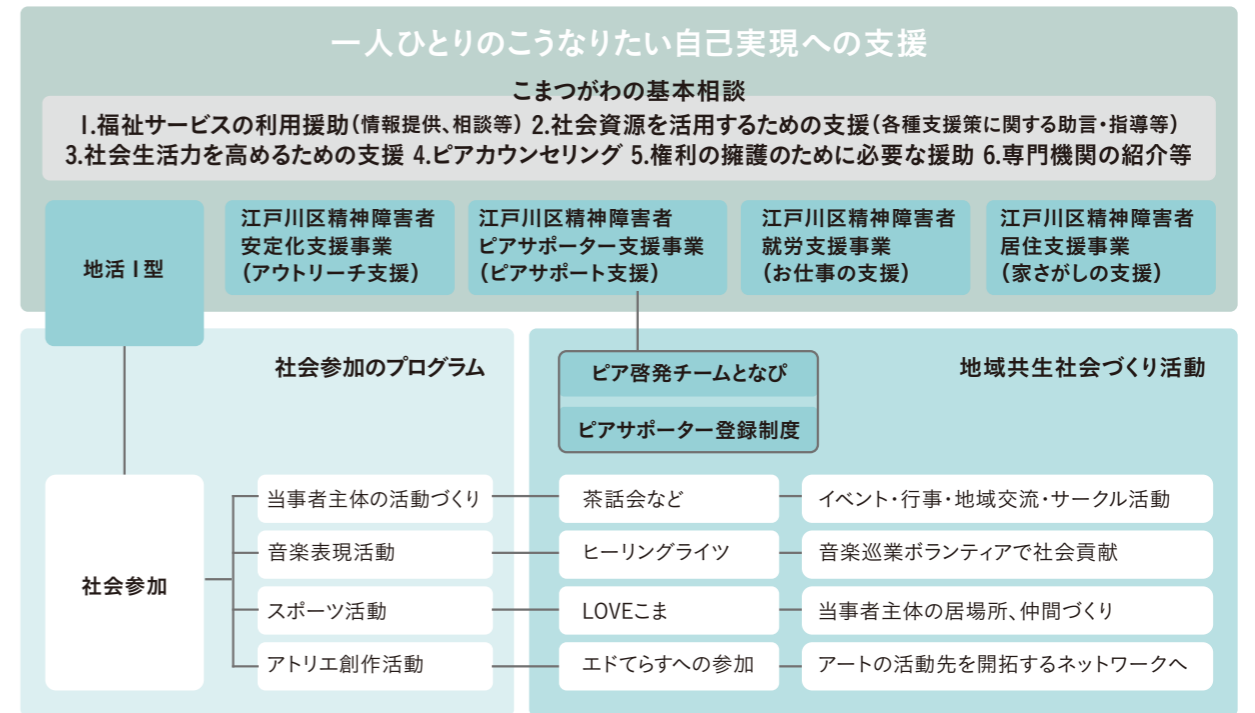
平成17年(2005)10月の障害者自立支援法の成立によって、精神障害者地域生活支援センターは、市町村の地域生活支援事業である「相談支援事業」と「地域活動支援センター事業」、「生活サポート事業」等に再編され、現在、障害のある人の地域生活を支える国の地域生活支援事業の一つとして、江戸川区では6カ所、地活Ⅰ型の江戸川区補助金事業を委託しています。

地活Ⅰ型
ってなに?

地域活動支援センターの事業は「基本的事業」と3つの「機能強化事業」があります。「基本的事業」をベースにし、その上でどのような機能強化事業を行うかでⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3つに分けられます。

Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型
「困りごとの相談受付」や「地域の医療機関や支援機関と連携して障害のある方のサポート」などを行っています。また、地域ボランティアの育成や、障害への理解を深める活動もしています。基本的にⅠ型の地域活動支援センターには、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門スタッフの配置が義務付けられています。	働くことが難しい障害のある方へ向けて、身体機能の維持や向上を目的とした「機能訓練」や、対人関係をスムーズにするための「社会適応訓練」などを行っています。また、入浴サービスなど生活面の支援もおこないます。	通所の障害者支援の実績が5年以上あり、安定した運営が行われている条件を満たす施設。作業、交流の場など活動内容は様々
基本的事業 利用者に対して創作活動や作業を通じて地域社会との交流促進などの機会の提供など、地域の実態に応じた支援を行う		

地活活動支援センター
こまづがわの
サービス



地活Ⅰ型が
取り組める
地域づくり

地活Ⅰ型は、障害福祉サービスの枠に捉われない事業だからこそ、地域とのつながり、啓発、社会参加につながる活動や交流に取り組める柔軟な特性があります。社会参加につながることを目的としたプログラムは、生活が豊かになるような仲間や居場所づくり、必要な社会資源の場づくりに発展することが狙いです。また、事業所のプログラムやイベントから、地域住民等とつながり、ALLYを増やして、暮らしやすい地域をつくる媒体となる取り組みを行っています。

基本相談に
ついて

相談支援事業の全体像として、障害者総合支援法及び児童福祉法における「相談支援事業」は、大きく①「一般相談支援事業」・「特定相談支援事業」・「障害児相談支援事業」と②地域生活支援事業における「障害者相談支援事業」があります。

地域生活支援事業の「障害者相談支援事業」は、平成8年(1996)から実施されてきた「障害児(者)地域療育等支援事業」、「精神障害者地域生活支援事業」及び「市町村障害者生活支援事業」に由来します。さらに、平成17年(2005)の障害者自立支援法によって、障害種別に関わらず「障害者相談支援事業」(地域生活支援事業の市町村必須事業)として市町村が一元的に実施することとなりました。

当法人の地活Ⅰ型における「基本相談」のあり方については、令和6年(2024)厚生労働省より打ち出された相談支援業務に関する手引きをもとに、次の障害者相談支援事業の(1)~(6)を具体的内容と位置付けることにしました。

- (1)福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- (2)社会資源を活用するための支援(各種支援策に関する助言・指導等)
- (3)社会生活力を高めるための支援
- (4)ピアカウンセリング
- (5)権利の擁護のために必要な援助
- (6)専門機関の紹介等

地域でお困りの方の相談である生活相談は、地域で暮らしている障害のある方はもちろん、ご家族の方、地域住民の方など、どなたのご相談もお受けいたします。障害福祉サービスではないため、利用の際に受給者証などの必要がありません。継続的な支援が必要な場合は、本事業にご登録いただきます。

近年は、地域で暮らしている方に対して、居宅支援や訪問看護、日中活動先、グループホームなど、社会資源が増え、多くの方が障害福祉サービスを利用しています。当事業では、福祉サービスにつながっていないが支援を必要とされる方や、日常の障害福祉サービスの時間外に支援を要する状況の方、外に出られない様々な事情を抱えた方等に対して、安心、安全な生活を継続するために、必要時に訪問や同行支援を行います。継続的な支援が必要な場合は、本事業にご登録いただきます。

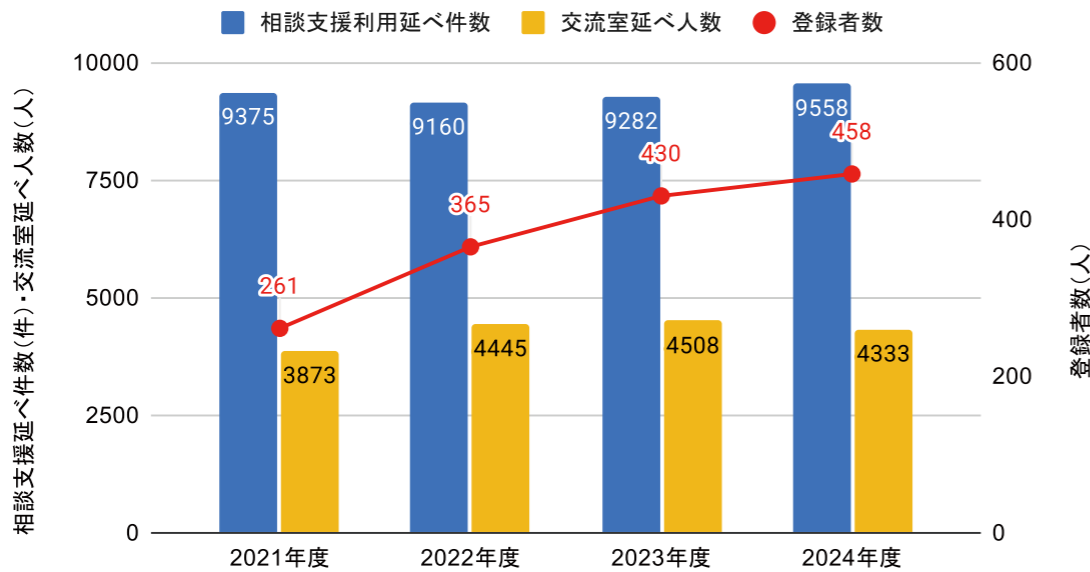
当事者主体の活動づくり
かつて、障害福祉サービスが普及していなかった頃は、乏しい社会資源の中で支えあう暮らし方からピアという互助作用が自然発生していたように感じます。近年、障害福祉サービスが増えて安心して暮らせる場が増えた一方、孤独への対処、生活が豊かになる場づくりが障害福祉サービスにはないという課題への解決が求められています。かつて支えあってきたように、仲間同士に必要な社会資源をつくりだせるように、当事業所ではピア性が発揮できる環境づくりに力を入れています。当事業所の仲間・居場所づくりは、日々のミーティングから生まれます。現在は、月に1回、「茶話会」と呼ばれるミーティングを実施しています。職員と当事者が毎回ファシリテーターとなり、利用者さん目線でやってみたい活動やイベントなどを一緒に考え、どのようにすれば実現するのかまで、具体的なことを一緒に考え、実施しています。

アトリエ創作活動 (エドてらすへの参加)
江戸川区内の事業所や個人など、表現活動に携わる障害者の力を社会参加へとつなげ、アートでの地域づくりを目的に設立されたネットワークです。アートの力で地域共生社会を目指す、そのような活動に参加しています。

音楽表現活動
生活訓練部門の卒業生で立ち上げた音楽ボランティア「ヒーリングライツ」は、「楽しみから役割」「役割から社会貢献」という流れを重視し、相互支援を目的として活動をしています。当初は、被災地支援やホームレス支援をしている施設などで活動をしていました。現在は、精神科病院を訪問し、地域移行の動機づけ支援の一環として活動するなど、「社会参加」から「地域づくり」に発展しています。

スポーツ活動
生活訓練卒業生・地域の方々とで立ち上げた居場所・仲間づくりを目的としたスポーツサークル「LOVE こま」の取り組みにおいて中心的役割を担っています。

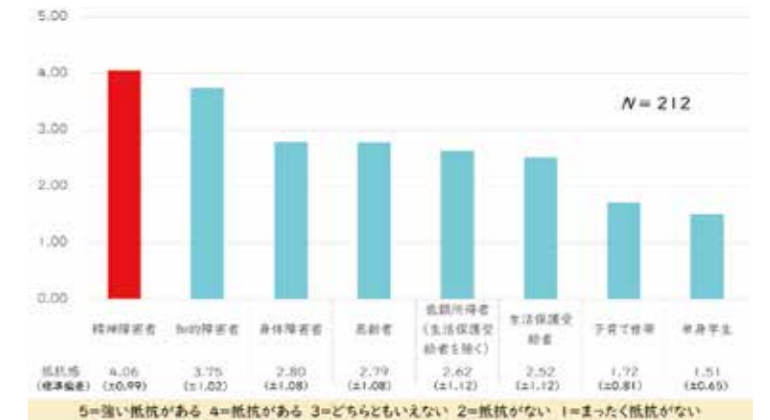
地活 I 型の利用状況の推移



江戸川区精神障害者居住支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居・転居を支援し、その後に安定した地域生活が送れるように集中的に支援します。グループホームからの卒業、家からの自立、立ち退きなどといった理由でこの事業を利用する方が多い傾向にあります。

入居に対する不動産会社の抵抗感(入居者属性別)



出典：志村敬親、吉田光爾「精神障害者の民間賃貸住宅への入居に対する不動産会社の抵抗感——東京都内で事業展開する不動産会社社員・経営者に対するアンケート調査の分析から」『精神障害とリハビリテーション』28巻1号、日本精神障害者リハビリテーション学会、2024年

出典：SUUMO ジャーナルに掲載された志村敬親氏・吉田光爾氏によるデータ資料
<https://suumo.jp/journal/2025/09/08/211663/>

上のグラフからも分かるように、貸主の立場から見たときに、精神障害のある方への抵抗感は強いというアンケート結果になっており、家を借りにくい、体制整備が足りていないという現状がわかります。

精神障害のある方が、訪問看護や福祉支援者による訪問支援等を利用しつつ地域生活を続けていることが増えています。だからこそ、精神障害のある方の居住支援には、生活を支える専門職と不動産会社の両方の協力が不可欠です。江戸川区の居住支援事業は、家探しの支援のみならず、大家さん向けの夜間の緊急駆けつけ支援も提供しています。また、本事業を受託している3つの地活が区と協働してアイデアを出し合い、持続可能な支援体制の拡充を進めるため、不動産会社に対して研修会やイベントを開催し、精神障害のある方への理解を深め、入居への道筋を広げる活動にも取り組んでいます。

どんな支援を
行うの？

- ①物件探しと入居申し込み
ご本人と一緒に暮らし方や生活の方法などを一緒に考え、不動産会社で物件を探し、内見に同行します。居住に向けての生活の支援も始まります。
- ②契約・引っ越し
ライフラインなど公的サービス等への連絡や、不用品処分、必要な物品の購入など引っ越しに必要な準備は、ご本人の相談に応じながらお手伝いさせていただきます。また引っ越しの当日の立ち合いもします。
- ③定着
新居での困りごとなどに対して支援をしたり、同行や訪問などを行い、必要に応じて福祉サービスにつないだりします。大家さん、管理会社からの相談にも応じます。
- ④サービスの終了
居住支援は有期限です(3カ月)。その後は希望や必要に応じて、福祉サービス機関等で支援をします。

2024年度 居住支援事業のサービス提供実績 単位(人)

利用者の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規登録者数	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4
利用終了者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
継続利用者数	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	

支援件数	電話相談	面談	訪問	同行	個別支援会議	関係機関連携	電子メール	総件数
	30	1	51	7	2	195	1	287

安心して就労準備を行い、身近な地域において働き続けられるよう就労及び生活に必要な支援をします。そして、自立と社会参加の促進に貢献することを目的とします。さまざまな就労支援サービスが整備されていますが、自分に合った就職活動を考えたい方、就労移行支援の期限が切れた方、就労継続のために生活支援が必要な方など、本事業は制度の狭間にある個性の高い方々をお受けする傾向があります。そのような方に対して、柔軟に対応することができる伴走支援型の就労支援を行います。また、就労後も生活の安定が重要です。就労継続のために柔軟な生活支援サポート体制を構築します。

どんな支援を行うの？

- ①働き方の模索 就職活動 一般就労がよいか、就労系福祉サービスがよいか、ご本人の望む生活や自分に合う働き方や働く方法を一緒に考えながら就労の伴走型支援を行います。
- ②就業 就職が決まると生活が大きく変わります。就業相談だけでなく、生活や症状などの支援も強化しながら定着に向けてお手伝いをします。
- ③就労定着 職場内の人間関係や体調管理など、ご相談に応じた支援をします。必要に応じて職場調整なども行います。
- ④サービスの終了 就労支援サービスは有期限（1年間）です。その後は希望や必要に応じて、福祉サービス機関等で支援をします。

2024年度 就労支援事業のサービス提供実績 単位（人）

利用者の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規登録者数	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
利用終了者数	5	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	2	14
継続利用者数	19	19	16	13	13	13	13	13	13	14	14	12	

支援件数	電話相談	面談	訪問	同行	個別支援会議	関係機関連携	電子メール	総件数
	552	227	45	26	6	366	103	1325

「安定化支援」とは「アウトリーチ支援」

どんな支援を行うの？

地域で暮らす精神障害者の方には、医療や福祉の支援に対して拒否的な方、そもそも支援につながる方法が分からない方、支援が必要だけどつながっていない方など、結果的に医療や福祉サービスにつながっていないケースがあります。そのような状況では、何らかの症状が悪化することでのトラブルの発生や、緊急事態が起こったときの対応ができません。そういったことを防ぐ、あるいは適切な支援につなげるために安定化支援事業があります。一定期間、保健師と連携をとりながら訪問を中心とし、必要に応じて障害福祉サービスや地域資源等へつなぐなど、きめ細かな支援を行いながら地域生活の安定化を図る事業です。

- ①安心できる 関係性をつくる 医療や福祉に拒否的な方に対し、孤立しないように家族や周りを支援しながら、また協力を得ながら、ご本人が安心できる関係性を確保します。
- ②安心できる 環境をつくる 本人との会話やアセスメントを通して、必要な支援を探し、本人主体の支援ネットワークの構築を図ります。
- ③地域へつなげる 必要な支援が揃い、長きを見据えた継続支援ができる状態を整えたのち、安定化支援は終了します。

2024年度 安定化支援事業のサービス提供実績 単位（人）

利用者の推移	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規登録者数	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4
利用終了者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
継続利用者数	0	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	

支援件数	電話相談	面談	訪問	同行	個別支援会議	関係機関連携	電子メール	総件数
	30	1	51	7	2	195	1	287

ピアサポーターとして活動する際、実践に必要な学びの提供や、ピアサポーターの理解啓発を働きかけ、地域開拓を行い、ピアサポーターが活躍できる地域づくりを行います。

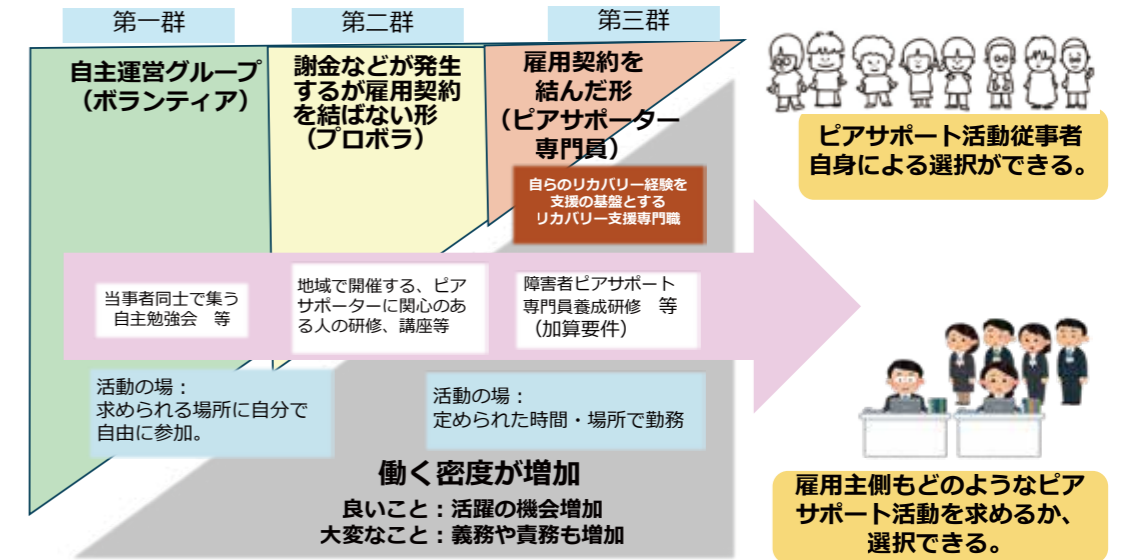
ピアサポーターとは？

ピアサポーターの活躍の在りようは多様

「ピア」は、同じような立場にある人のことをいいます。つまり「ピアサポート」とは同じような経験をしている人、同じような立場であるもの同士が、お互いのあるがままの存在を認め合い、ともに回復の道を進んでいくことです。サポートする人・される人という一方的な関係ではなく、同じような経験や共通点を持つ者同士、その経験を差し出しあう。一緒に学びあう、分かちあう、持ちよりあうような「～しあう」双方向の関係です。支え支えられるピア的な相互関係は日常の中にあふれており、障害の有無に関係なく、誰もが暮らしやすい地域に必要なことだと考えています。

第1群とは、お金とかは発生するものではなく、同じ立場、おかれている環境同士の支えあいをベースとした活動です。
 第2群は、個人やグループで講演をして謝金を貰う場合なども該当します。
 第3群は、雇用契約のピアスタッフです。障害者ピアサポート専門員養成研修を受講している人が多くなっていると思われます。
 その資格があれば、事業所にもピアサポーターの加算が入るように整備されてきているので、事業所は、ピアサポーターを雇うなら、資格を所持したピアサポート専門員を配置したいからです。

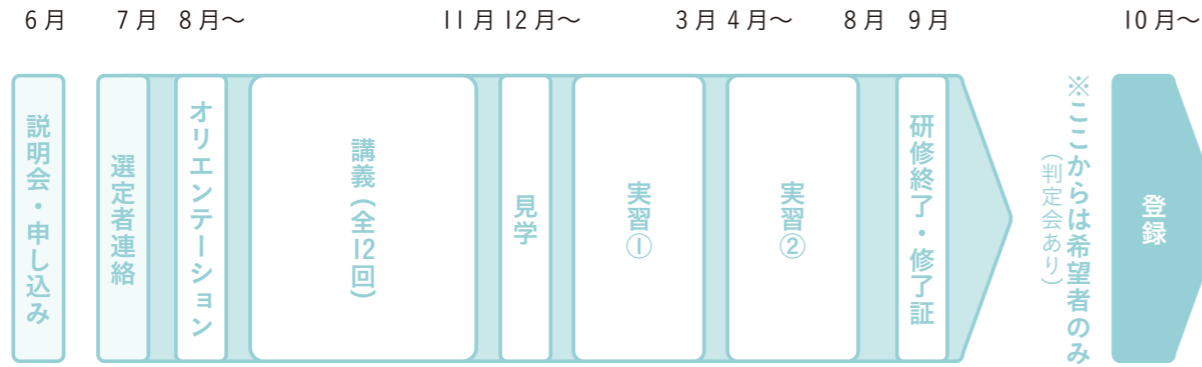
ピアサポート活動従事者の活躍の在りようは多様



ピアサポーター登録制度について

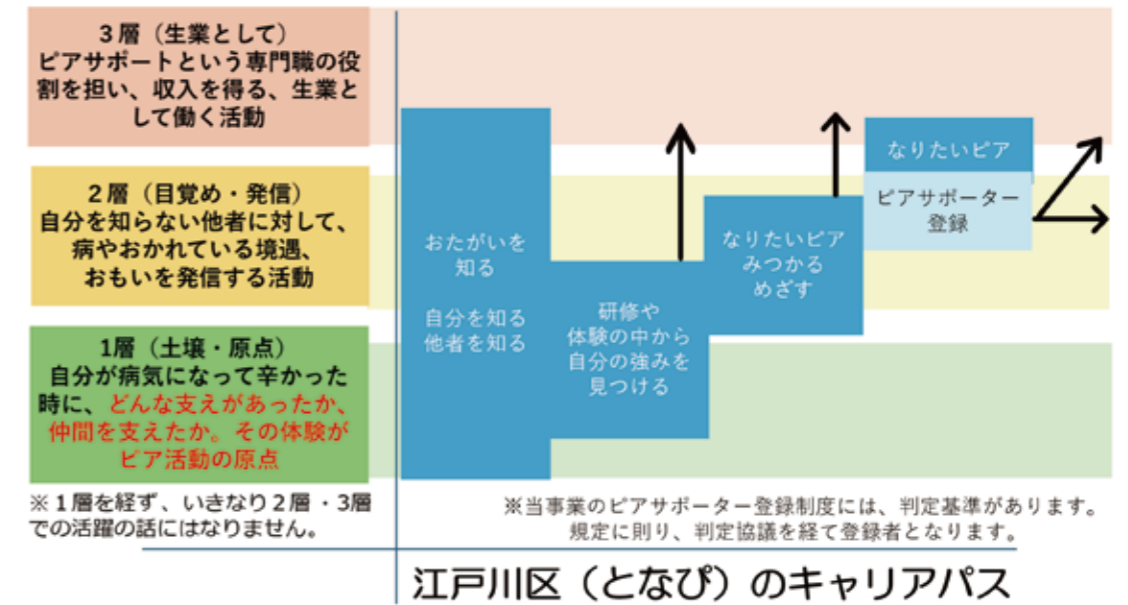
障害者が暮らしやすい地域は、誰にとっても暮らしやすい地域といえます。そのような地域共生社会をつくるためには、ピアサポーターの力は欠かせません。生きにくい社会や地域の課題解決のために、ピアサポーターの力を活用する文化を広めていく。そして、ピアサポーターが必要な場に対して、活躍先の紹介や活動のサポート、交渉のフォローなどをマネジメントするサービスが、ピアサポーター登録制度です。
 ピアサポーター登録制度の規定に則り、すべてのカリキュラムを修了し、江戸川区の判定協議で承認いただけた方は、ピアサポーター登録を進めることができます。ピアサポーター登録者は、本事業から謝金を得て、本事業の運営、企画などのグループ活動や、地域からのご依頼等で、講演、ファシリテーター、啓発活動をしています。

当事業のピアサポーター育成のカリキュラムは、より実践に近づける、見学や職場実習、実践が盛り込まれ、とても時間がかかります。だからこそ、しっかり考えてお申し込みをしていただくため、事前に本事業について、登録までの流れの説明会を行っています。カリキュラムは、先輩一後輩関係で、お互いに影響しあいながら、活動していく、学びあうというピアラーニングを導入しています。時間をかけて、じっくりとピアサポーターについて向き合い、自分の強みをいかす「一人ひとりのなりたいピアサポーター」を見つけていきます。研修講義と見学は年に一度です。実習以降は希望者のみの参加です。一人ひとりのペースで受講することができます。(2025年度は以下の表より一部順番を変更して実施)



説明会・申し込み	6月	申し込み人数が多い場合は江戸川区在住・精神保健福祉手帳を所持されている方を優先し、選定する
選定者へ連絡	7月半ば	郵送にて決定通知書を送付/受講が決定した方はセンターこまつがわの利用登録・ピアサポーター育成事業の登録を行う
オリエンテーション	8月～	研修の進め方や詳しい内容などの説明を行う
講義(全12回)		対人援助における必要な知識やピアサポーターとしての専門性を学ぶ/リカバリーストーリーの作成や実際にチームとして働く上で必要なチーム連携、ファシリテーション技術、事例検討や職業準備性の講義を行う
見学	12月～	実際にピアサポーターが働いている作業所などを見学する
実習①	1月～3月	通所、グループホーム、地域活動支援センター、計画相談事業所など複数の事業所や病院、地域移行研修なども合わせ、計40時間の実習を行う 事業所の目的や働くことの大変さ、利用者がどんな思いでサービスを使っているかを知る/自分でできること・必要な配慮を相手に伝える経験を積む/実習を通して自分自身を振り返る/ピアがどういったことで活躍できるかをイメージする
実習②	4月～8月	「啓発チームとなび」の活動に参加(啓発チームとなびとは?を参照)/ミーティングやリカバリーストーリーの作成、小学校の啓発活動などを、それぞれの生活のペースに合わせて実習を行う 週1回のミーティングで、自分を知る、そんなメンバーを認め合える。安心安全な場で、対話することで、自分を知り、他者を認められる。支え、支えられてお互いに育つ「お互い様文化」が、一人ひとりのピア性を高め、それぞれのストレングスを活かした「なりたいピア像」を見つけていく。
研修終了・修了証	9月頃を予定	ピア育成事業の研修は終了/希望者は登録制度の判定会に進む

啓発チームとなび(以下略称となび)は、江戸川区精神障害者ピアサポーター支援事業の受講生有志たちで構成した、障害や多様性等、地域共生を目的に啓発活動をしているグループです。「ピアサポート」は同じような経験や境遇にある人の中で行われます。そのため、となびでは、経験を語りあい、安心して意見を交わしあい、互いが認められる関係づくりや、支え、支えられ、しんどい時には助けあう関係づくりなど、仲間同士(内輪)の共生社会を大切にしています。そして、仲間同士の分かちあいの経験を通じて、自分を知り、他者を知り、それぞれの強みを生かした自分らしいピア像を見出せるよう、常に現在進行形で活動しています。



となびは、研修等で知識や情報を身につけながら、自分の強みやなりたいピア像を見つける活動をしています。まず、上の図の緑の部分(1層)の原点となる「支えあい」とは、日常の営みの中にあります。その支えあいの感性をもって、知らない他者に思いを発信する活動が2層(オレンジ色)、また、それを仕事とする3層(ピンク色)を表しています。となびのミーティングや活動で、ピアの1層「支えあい」の土壌を固め、2層である「ピアとしての目覚め・発信」を深め、自分らしいピア像を見出しています。上の図はとなびのキャリアパスです。となびの活動で、お互いを知ること、研修や体験の中から自分の強みを見つける、こうなりたいピアを探す活動に取り組んでいます。

より実践に近いピアサポーター実習として、多様性の発信、地域にALLYを啓発する取り組みをしています。地域や企業、家族会などから依頼を受け、リカバリーストーリーを発表しています。また、発達相談・支援センター、健康サポートセンターなど各機関と協働のイベント開催や、地域の小学校への障害啓発授業、精神科病院の退院動機づけ支援、講演などの登壇、ファシリテーターなど、一人ひとりの強みをいかした、個人やグループの啓発活動に取り組めます。

それぞれの強みをいかした自分らしいピア像を見出せるよう、対話の時間を大切にしており、月に3・4回のミーティングを行います。啓発活動の打ち合わせ、リカバリーストーリーの検証、メンバーの困りごとなど、みんなで考え、たくさん話しあいを行います。自分を知ること。その怖さに恐る恐る挑戦すること。そんなメンバーを認めあえること。安心安全な場で対話しながら、自分を知り、他者を認められる。うまくいかないときもあるけれど、支え、支えられてお互いに育つ「お互い様文化」が、一人ひとりのピア性を高めています。

ピアサポーターの役割に地域づくりがあります。地域づくりに重要な障害者への理解、啓発にピアサポーターの力は大きく発揮されます。「理解者を増やす」それは「ALLYを増やす」ことです。LGBTQの中で生まれた「ALLY」=理解者という言葉は、LGBTQの方々を支援し同性愛に対する嫌悪や偏見を持つ価値観などの解消を促すための活動を支持する人のことを指します。当事者でなくても、違いを認め、一生活者としての「おなじ」を理解している人だと考えています。差別解消法などの制度だからではなく、「まずはおとなりの人の生きにくさを感じるALLYになってみる」。今後も、その輪はどんどん大きくなっていくと思っています。



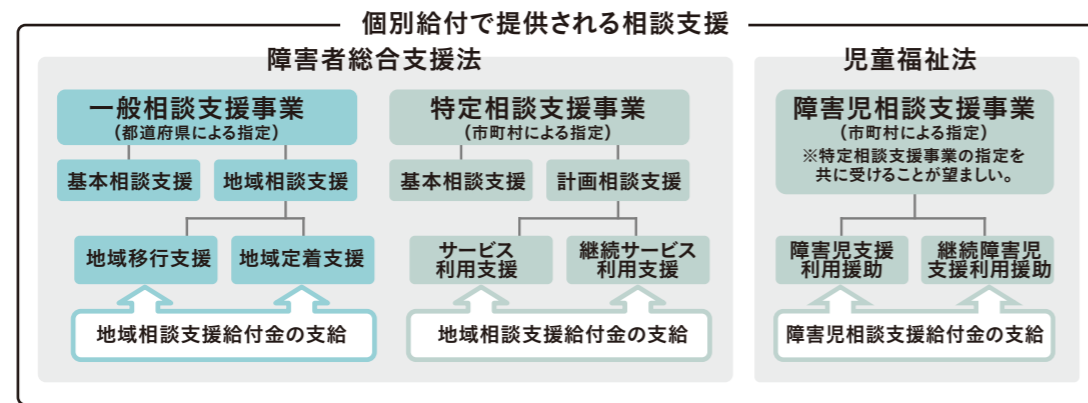


Creating Reasonable Accommodation For “The way we are”

私たちは、誰もが“ありのまま”に暮らせるよう、合理的配慮を創り出す姿勢を大切にします

相談支援の種類

相談支援事業所で提供している相談支援は4種類「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」に分けられます。



相談支援を提供している事業所は大きく分けて「特定相談支援事業所」「一般相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」の3つがあり、それぞれ提供する相談支援の種類が異なります。相談支援センターくらふとでは、すべての種類のサービスを提供しています。

基本相談支援とは

基本相談支援では、障害福祉に関するさまざまな相談に応じます。障害のある方やそのご家族からの相談内容に対して、必要な情報提供や助言を行います。基本相談支援は、相談支援全体のベースであり、「計画相談支援」や「地域相談支援」、「障害児相談支援」へつなぐ起点となります。

地域相談支援とは

障害のある方が、地域で独立して生活するための相談に応じます。地域相談支援は更に「地域移行相談支援」「地域定着相談支援」の2つに分けられます。

地域移行相談支援

施設や病院などを出て、自立した地域生活を目指す人を支援します。利用する福祉サービスの見学・体験をするための外出同行や、入居支援など、地域生活の準備をサポートします。

地域定着相談支援

既に自立した地域生活を送る方が、施設や病院に再入所・再入院することなく地域で暮らし続けるための支援を行います。トラブルが起きたとき・不安なときの相談にいつでも応じられるよう、24時間対応の連絡体制を設け、緊急時には必要な支援を行います。

種類 相談支援事業所の種類

計画相談支援とは

障害福祉サービスの利用にまつわる相談に応じます。計画相談支援はさらに「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」の2つに分けられます。

サービス利用支援

一人ひとりの悩み・困り事に合った障害福祉サービスの利用までを支援します。サービスの利用申請に必要な「サービス等利用計画案 *」の作成や、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

既に提供が始まっているサービスを見直す支援です。サービス利用者に対して、一定期間ごとに「サービス等利用計画 *」を見直すモニタリングを行います。モニタリングの結果をもとに、必要に応じて関係機関を集めた会議の実施、サービス利用の更新、サービス等利用計画の見直しに関する調整を行います。

* サービス利用の決定前(支給決定前)に作成するのがサービス等利用計画案、サービス利用の決定後(支給決定前)に作成するのがサービス等利用計画。どちらも利用者の困り事や必要な福祉サービスなどを記入します。

障害児相談支援とは

児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際の相談に応じます*。障害児相談支援はさらに「障害児支援利用援助」「継続障害児支援利用援助」の2つに分けられます。

* 障害児居宅サービスについては、計画相談支援にてサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。なお入所サービスは児童相談所が判断するため障害児相談支援の対象にはなりません。

障害児支援利用援助

通所支援の利用までを支援します。通所支援を利用する前に、障害のある児童の心身の状況、本人または保護者の意向から適切なサービスの組み合わせを検討し「障害児支援利用計画案」を作成します。サービス利用が決定した際は、決定内容に基づいて「障害児支援利用計画」を作成し、サービスを提供する事業所などとの連絡調整を行います。

継続障害児支援利用援助

利用を開始した障害児通所支援について見直す支援です。一定期間ごとに「障害児支援利用計画」を見直すモニタリングを行い、必要に応じて計画の変更申請などを行います。

障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	
訪問系	介護給付	居宅介護	自宅、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重症訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に行う(日常生活に生じる様々な介護の事象に対応するための見守り等の支援を含む。)
		間行介護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重症障害者等包括支援	介護の必要性が最も高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供する
		日中活動系	施設系
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う		
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する		
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う		
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う		

(障害福祉サービスの内容 厚生労働省 HP より)

サービス等利用計画表							
利用者氏名	〇〇 〇男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター	計画作成担当者	〇〇 〇〇
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890						
地域福祉支援受給者証番号							
計画作成日	2012年4月1日	モニタリング期間(開始年月)	1か月間(2012年4月~6月)	利用者同意書名	〇〇 〇男		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	左手を怪しい、以前のように整え、少しでも家族を養いたい、趣味のガーデニングを楽しみたい。						
総合的な援助の方針	体力をつけて、できる取り作業能力を向上させて、就労の道を探る。生活リズムの安定をさせ健康にも配慮しながら、本人が好きなことをして充実した生活を送れるようにする。						
長期目標	就労のための訓練をして、少しでも給料の高いところで働く。						
短期目標	運動などで体重を5キロ減らしながら体力をつけて、就労支援事業所に無難なく週3回行けるようになったら、週4回行けることを目指す。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等(種類・内容・量・頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	右片麻痺があるが体力を維持しながら、働きたい。	一日のスケジュールを決め、体力の向上に努め、週3回就労移行支援事業所に通えるようになる。	3ヶ月	・就労移行支援事業所へ週3回、10時から16時まで通う。パソコンによる入力作業を練習する。 ・事業所への送りの時間は大学のボランティアセンターが行う。	・就労移行支援事業所への通日に決着まで準備をする。 ・その日のボランティアの役割を覚えておく。	1ヶ月	就労移行事業所への行きはボランティアに送迎をお願いする。帰りは事業所が送る。
2	無収入で経済的に家計がひっ迫している。	・貯金の手続きをする。 ・特別障害者手当の変動について確認する。	3ヶ月	・貯金申請手続きについて、相談支援センターが家族アドバイザーとなる。 ・特別障害者手当の可否について本人・家族と主治医の意見を聞く。	・制度を理解する。 一人で窓口を回して、妻が働きに行けるように協力する。	1ヶ月	・貯金を貯蓄してきちんと把握(妻)。 ・生活保護の手続きをする(妻)。 ・妻は非常勤講師から別の教員に転職を考えた。
3	好きなガーデニングを楽しみたい。	園の仲間と市内のガーデニングへ出かける。	12ヶ月	第1・2・4の月曜日に友人の送迎で2時間程度、ガーデニングのサークルに出かける。	・仲間の介助でサークルに参加する。	1ヶ月	
4	運動不足から体重の増加があり、再発作を起こすおそれがある。	高血圧・高脂血症があるのを健康管理し、体重を5キロ減らす。	3ヶ月	・モニタリング時に薬物状況と体重のチェック ・月1回の通院は市の巡回サービスを利用	・家の周りを散歩する(1日2回、30分ずつ)	1ヶ月	本人とプールに行き水中歩行(息子)
5	安心してお風呂に入りたい。	週に3回は入浴をする。	1ヶ月	・訪問介護(介護保険・身体介護)にて入浴の介護を受ける(各1時間) ・移動支援事業で週1回(2時間)外出の計画を立てる。		1ヶ月	入浴日以外は、妻がシャワー浴の見守り等の支援をする。
6	もっとちゃんとはせなるようにしたい。	留守番ができるようになる。	3ヶ月	介護保険サービスによる通所ケア(5T)月2回(市の巡回サービスを利用)	通所していない日の自習	1ヶ月	

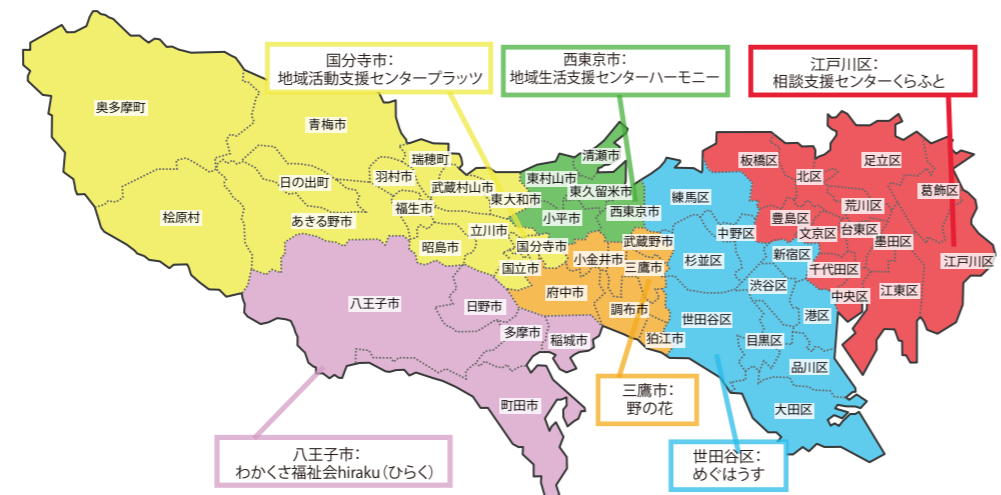
(江戸川区サービス等利用計画作成サポートブックより)

令和6年度実績 利用者数 計画相談支援：212 地域移行支援：8 地域定着支援：14 令和7年3月末日現在
障害児相談支援：19 自立生活援助：4

名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
計画相談	81	58	60	77	65	64	96	85	100	92	91	91	960	80
地域移行・地域定着	21	24	20	14	18	19	24	23	25	23	20	21	252	21
児童相談	2	3	0	1	1	3	5	3	1	2	3	2	26	2.2
自立生活援助	2	1	1	3	2	3	4	4	2	2	2	3	29	2.4

東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業

精神科病院に入院中の精神障害者の円滑な地域移行と、地域での安定した生活に向けた体制整備を目指し精神障害者地域移行促進事業、ピアサポーター活用アドバイザー事業のほか、グループホーム活用型ショートステイ事業や市町村補助、地域移行関係職員や基幹相談支援センター職員に対する研修、会議などを行っています。事業実施にあたり、一部事業を委託し、都立(総合)精神保健センター、精神保健医療課と協力して取り組んでいます。



当法人では、東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業の中にある次の2つの事業を受託しています。また、上図の赤の圏域の13区(千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区)および13病院(土田病院、葛飾橋病院、綾瀬病院、大内病院、東京足立病院、成仁病院、大石記念病院、成増厚生病院、東京武蔵野病院、愛誠病院、飯沼病院、西ヶ原病院、富士病院)を担当しています。

精神障害者地域移行促進事業

地域移行・地域定着促進事業

指定一般相談支援事業者等に対する地域移行・地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するなど、精神障害者の地域移行・地域定着を促進します。また、精神科病院に入院されている方の動機づけ支援、病院プログラムへの参加及びピアサポーターによる交流会等、病院内の地域連携支援体制の構築へ協力しています。事業の実施にあたっては、ピアサポーターと協働します。

ピアサポーターとの連携及びピアサポートの活用を推進するための体制整備

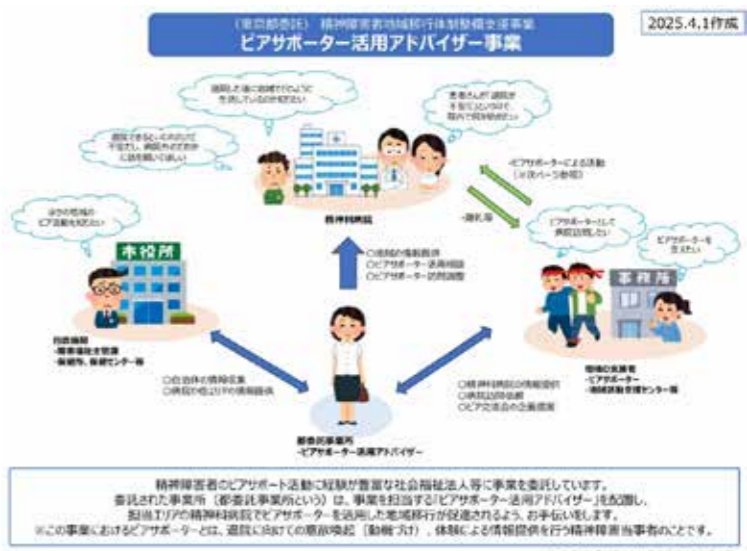
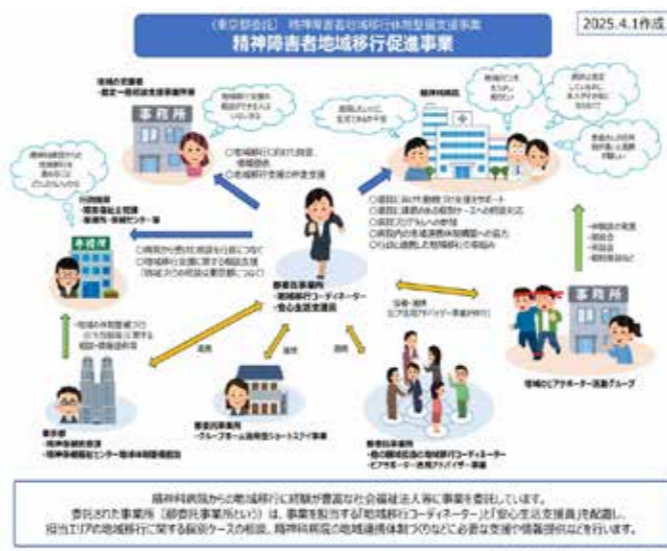
ピアサポーターやピアサポーター活用アドバイザーとの連携を図るとともに、ピアサポーターおよびピアサポーターの育成や活用を行う相談支援事業所等に対して必要な情報提供を行います。「地域移行コーディネーター」と「安心生活支援員」を配置し、担当エリアの地域移行に関する個別ケースの相談、精神科病院の地域連携体制づくりに必要な支援や情報提供などを行います。

ピアサポーターの活用を更に進めるため、精神科病院に対し、スタッフへの普及啓発、活動にかかわる助言や相談等の支援を行います。また、地域で実施しているピアサポート活動について情報を収集し、必要に応じて精神科病院等へ情報提供を行い、ピアサポーターの育成については、精神科病院や地域関係機関に働きかけます。

事業を担当する「ピアサポーター活用アドバイザー」を配置し、担当エリアの精神科病院でピアサポーターを活用した地域移行が促進されるよう、お手伝いをします。

この事業におけるピアサポーターとは、退院に向けて意欲喚起(動機づけ)、体験による情報提供を行う精神障害当事者のことです。

ピアサポーター活用アドバイザー事業



岩崎美那
(所長代理)



地域アセスメントと
つながりづくりのはじまり
(2024年)

千代田区の特徴

千代田区の人口が少ない主な理由は、皇居、国会議事堂、多くの企業本社があるため、居住エリアが限定されており、住宅地としての開発が進んでいないことが挙げられます。多くの社員が働くオフィス街が広がり、夜間人口は減少する傾向にあります。

令和7年(2025)8月1日時点の江戸川区の総人口は697,078人、千代田区の総人口は69,202人で、人口がおよそ10分の1という地域に参入しました。

地域としては神田明神のお祭りが有名です。三代住み続けると江戸っ子と呼ばれるように、東京を代表する地域を自負する傾向がありますが、実際に三代以上千代田区に住み続けるのは難しく、物価や土地代の高騰、古い建物はタワーマンション建設などで再開発され、高収入の方や海外の方も含めた流入者だけでなく、人の出入りが多いため、生活を維持することが難しいという特徴もあります。また大学など教育機関や大学病院などの医療機関も多く、インテリジェンスに富む文化レベルの高い地域でもあります。そのため、人と人のつながりが徐々に希薄となり、プライバシーを尊重するため、近所づきあいや助け合いが難しくなりつつあります。

相談支援という面からは、他者に弱みを見せたくないという心理が働くのか、障害や低所得といったことを隠す傾向もみられ、なかなか相談につながりにくいという印象があります。しかしひとたび相談につながると、問題が複合的で複雑なことも多く、常に個別対応が求められる点にも特徴があります。

相談支援センターくらふとは、東京都精神障害者地域移行促進事業を受託している圏域の行政支援で千代田区とつながりました。

令和5年(2023)、千代田区精神科病院の退院支援に携わっていたころ、ある支援者が「この街には帰ってこない方がいい。物価も家賃も高く、障害者には暮らしにくい地域だと思う」と話されていました。地域移行コーディネーターは「千代田区は確かに日本の中心で他区とは異なる特有の街。でも、この街に暮らしている人はいるし、患者さんが住み慣れたこの街に帰ることができる地域をつくることは、誰にとっても暮らしやすい地域をつくること。『この街に帰ってこない方がいい』ではなく、『この街に帰ることができる地域をつくる』。それが大切な取り組みなのだ」と伝えてきました。

そんなある日、千代田区から基幹型のプロポーザルのお誘いの声がかかりました。ひらいルミナルとしては、江戸川区以外の勤務地を拡げ、スタッフのライフワークバランスにあわせた働き方を整備すること、また、事業拡大の安定経営、人材確保の推進を目指す経営の観点も考慮し、千代田区や湾岸エリアの地域づくり、地域移行の推進に挑戦する基幹相談支援センターを目指して、千代田区へ参入しました。

千代田区へ参入した経緯
(2023年)

基幹相談支援センターの土台づくり

前事業者と同じ場所での運営のため、既存の利用者に不利益が生じない引継ぎ、サービスの緩やかな移行が必要となりました。

前事業所からの引継ぎや仕様書の文言にある「居場所支援・機能」について、相談機能とは別に居場所対応の配置基準として採用しました。しかし、事業所内からその「居場所支援・機能」のあり方に提言が上がり、年度途中で「居場所支援・機能とはこの場を活用して、一人ひとりの居場所を見つける、つなぐ、なければつくるという視点をもって、過ごし方の支援」と解釈の変更を打ち出し、千代田区と共有、共通認識を打ち出しました。また、仕様書が基幹の機能とは大きく分離していたため、Lightの求められる相談機能を事業所内で整理し、官民協働で仕様書の変更を進め、基幹相談支援に主体的に取り組める採用条件に変更し、組織再編に着手しました。

計画相談では相談支援センターくらふとを活用

千代田区の意向は相談部門を千代田区障害者よろず相談 Light 内に設置するということがでしたが、千代田区として指定がとれていないことから、相談支援センターくらふとに千代田区担当を設けて対応しています。それは、結果的に離れた立地であっても連携が深まり、計画相談の技術的支援やノウハウの共有といった効果がありました。

オーライ展

「病院から帰れる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域」であり、地域移行から着手することが、地域づくりの一步になると打ち出し、2025年3月に、精神科病院の作品展示の場で地域移行地域定着の啓発につなげる「オーライ展」を開催し、大盛況に終わりました。

基幹相談支援センターの見直しと現状

当法人が令和5年の千代田区のプロポーザルで提案した基幹相談支援センターは下の図1となりますが、その後、令和6年から、図2に基幹相談支援センターが見直されました。現在は令和6年度改正にあわせた基幹相談支援センターの機能を持つ図3の事業内容に整えています。

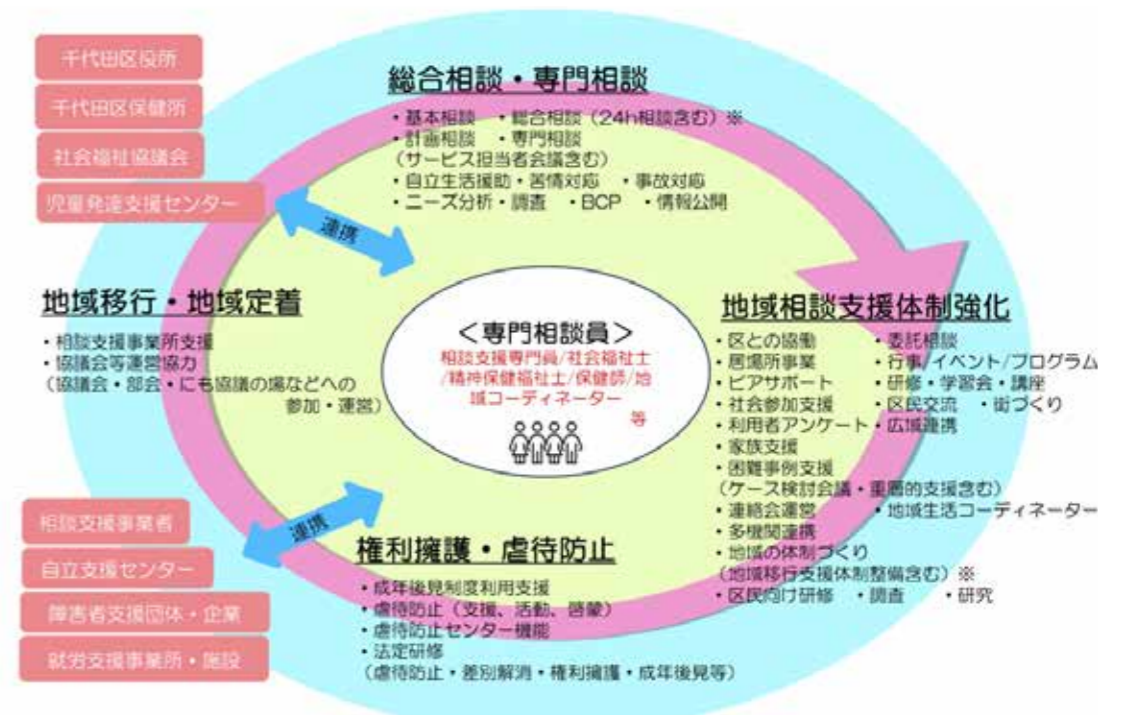
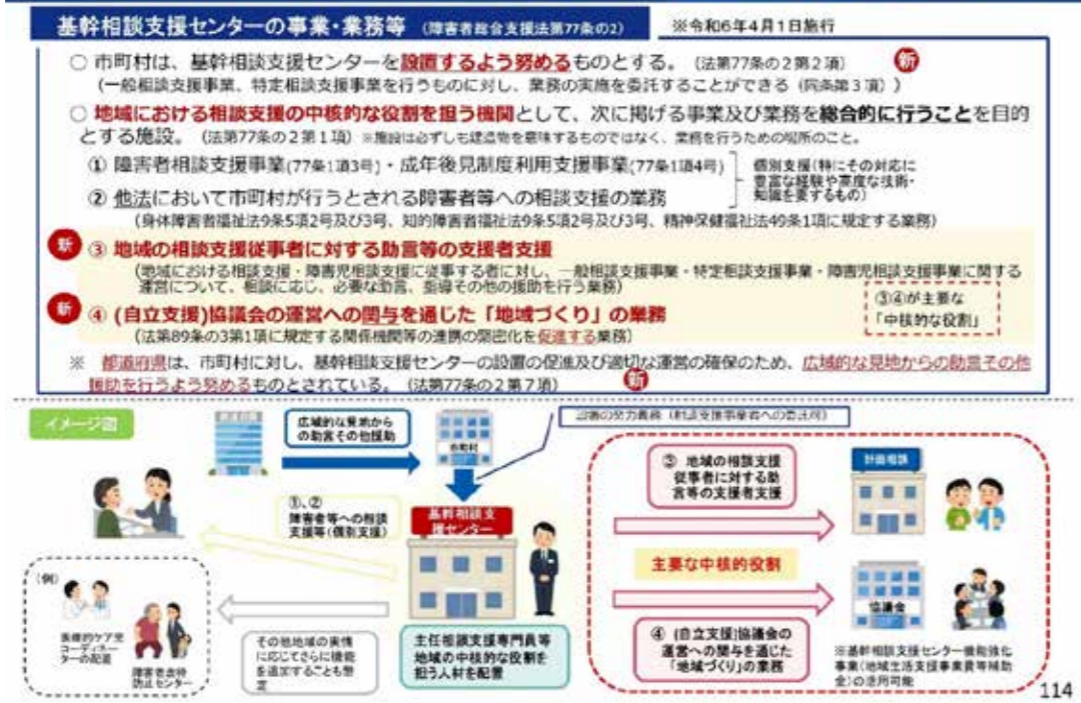


図1 千代田区よろず相談における基幹相談支援センター役割イメージ



基幹相談支援センター機能強化事業の見直しについて(厚生労働関係部局長会議資料抜粋)
図2 令和4年法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

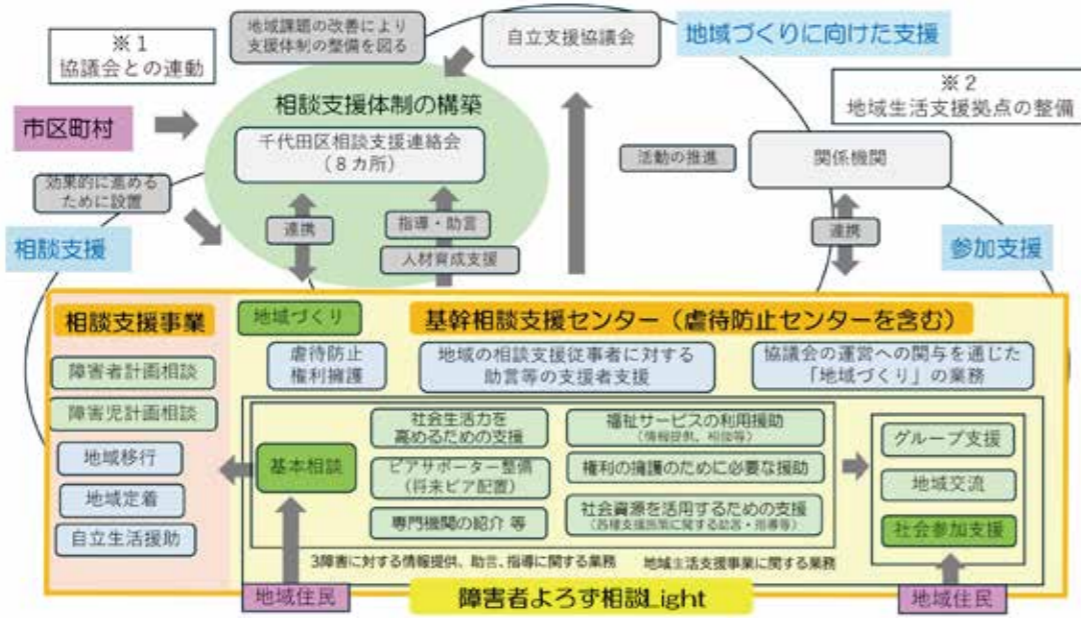


図3 法改正を踏まえた千代田区障害者よろず相談 Light (ライト) の基幹相談支援センターの機能

千代田区障害者よろず相談 Light(ライト)とは

千代田区の基幹相談支援センターとは、基幹相談支援センターと相談支援事業の機能を持った、千代田区の委託事業に位置づけられます。

Light(ライト)の三つの基本相談

Light の基本相談は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的にを行います。以下、3つの個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)につながる相談に応じます。

障害者等への相談支援業務

身体障害者・知的障害者・精神障害者への相談支援

障害者相談支援事業の相談支援業務

- (1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) 将来的にピアカウンセリングの機能をもつための準備機関
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介等

ちよだ成年後見センターと連携とワンストップ支援

千代田区には、成年後見制度利用支援事業業務に、ちよだ成年後見成年後見センターがあります。区内にお住まいの高齢の方・障害のある方々で成年後見が必要な方が適切に支援へつながるようにワンストップ機能や伴走支援を行い、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができる支援を行います。

虐待防止センターのLight

虐待防止センターとは、児童虐待や障害者虐待の通報を受け付け、事実確認や相談対応、関係機関との連携を通じて、虐待の早期発見・早期対応・防止に努めるための機関です。具体的には、虐待の相談を受け付け、必要な支援につなげる活動のほか、虐待の防止や予防のための啓発活動や研修なども行っています。

Lightの地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

地域の相談支援事業者への専門的な助言・指導や、研修などによる人材育成も基幹相談支援センターの役割です。一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行います。

千代田区は計画相談を担う相談支援事業所が少ない地域です。特に、指定一般相談事業を担う事業所が増えていくための啓発も必要です。相談支援事業所8カ所が集まるネットワーク、千代田区相談支援連絡会を発足し、事例検討等の仕掛けをはじめました。今後も、連絡会議を開催するなど相談事業者や民生委員ら地域の相談機関との連携強化も推進します。

自立支援協議会とは、障害のある方が、地域で安心して生活できる社会を実現するために設置される、地域の支援体制の中核を担う協議の場です。根拠となる法律は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」で、法律で設置が推奨されている公的な機関です。

福祉、保健、医療、教育、就労といった各分野の専門家や、障害のある当事者、そのご家族、地域住民などが集まり、個別の支援に関する課題から、地域全体の制度的な課題までを共有し、解決策を一緒に考えていきます。

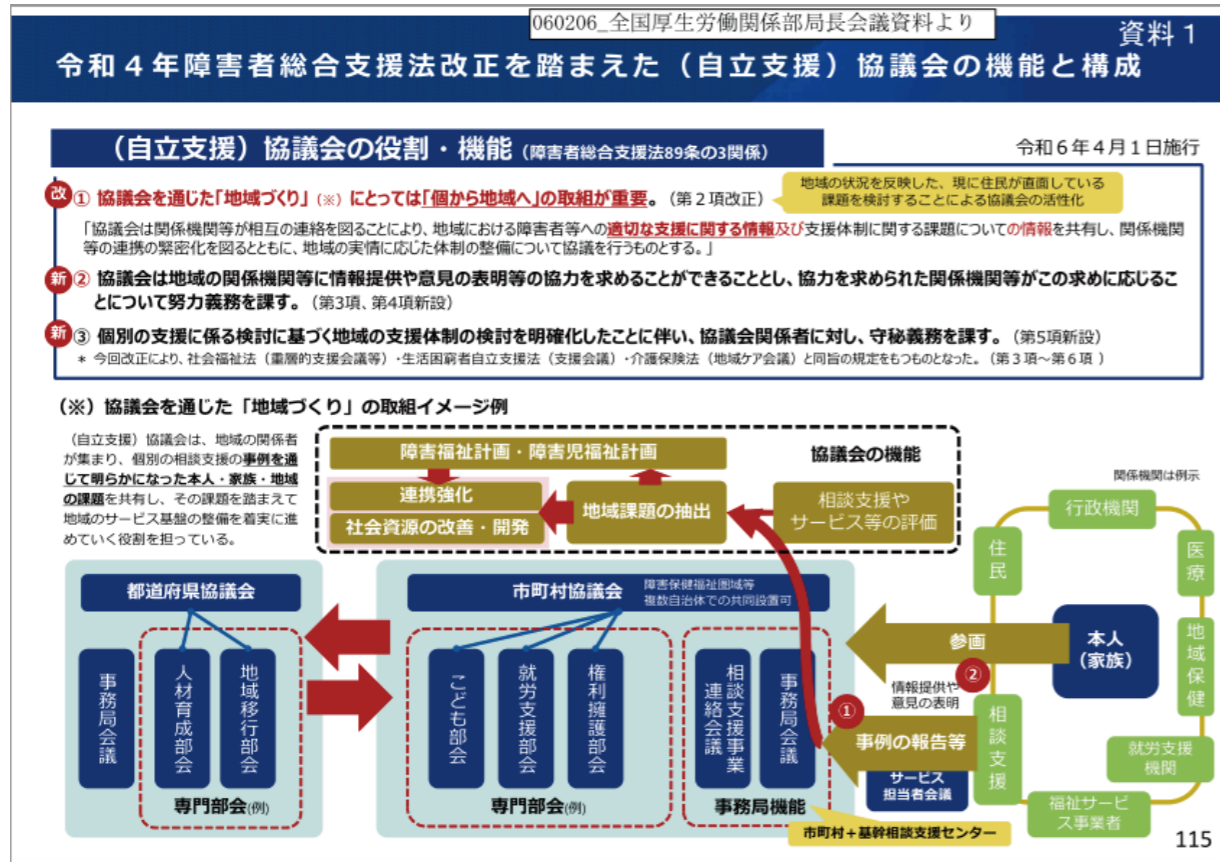
協議会の最大の目的は、地域のさまざまな関係者が顔を合わせ、連携することであり、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向けて協働する」ための司令塔のような機能を持ちます。基幹相談支援センターは、協議会にかかわる関係機関等の連携の緊密化促進を担います。

当事業所は、昨年度から受託した事業所ですが、千代田区に参入して1年たった今、地域の相談支援の中核機関として必要と考える体制整備の2つを以下に記載します。

①協議会と相談支援の連動

下記の図にあるように、自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。自立支援協議会は、地域における障害者等の相談事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていきます。そのために、昨年度は、区内8カ所の相談支援事業所のネットワークである千代田区相談支援連絡会を発足しました。

千代田区の自立支援協議会には相談支援部会がありますが、千代田区相談支援部会との連動はまだありません。基幹相談支援センターとして「個から地域へ」の取り組みを大切にするため、相談支援連絡会の事例検討会の定期開催と、相談支援連絡会と自立支援協議会の連動を図り、協議会の役割と機能を促進させる一歩に着手したいと考えています。



基幹相談支援センター機能強化事業の見直しについて(厚生労働関係部局長会議資料抜粋) 4ページ

②地域生活支援拠点の整備

下記の図にある、本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージを目指し、当事業所は千代田区相談支援連絡会の発足を働きかけ、相談支援事業者へのサポート体制の整備を進めました。しかし、これらの機能を活かすには、下記の図にあるようなサービス事業者が連携する地域生活支援拠点の両輪の体制整備が不可欠です。現在、千代田区既存のネットワーク会議を活かし、千代田区の地域生活支援拠点の構築方法を自立支援協議会で協議する必要があると考えます。

地域生活支援拠点等事業とは、障害者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のあるご本人様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の社会資源を活用しながら居住支援のため「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を整備したものです。



基幹相談支援センター機能強化事業の見直しについて(厚生労働関係部局長会議資料抜粋) 2ページ

相談支援事業とは

千代田区障害者よろず相談Lightの相談支援事業は、相談支援センターくらふととLightに常勤兼務しているスタッフが、千代田区エリアの計画相談を担当しています。(業務内容は相談支援センターくらふとをご参照ください)

理事会

- 第1回 6月6日**
1) 決議事項
(1) 定款変更について
(2) 貸金規定の改定について
(3) 事業報告について
(4) 決算について
(5) 理事監事候補者の決議
(6) 評議員候補者の推薦決議
(7) 評議員選任・解任委員会開催の決議
(8) 評議委員会開催の決議
(9) 報酬改定に伴うアクティビティ
サポートセンターゆいの経営方針について
2) 報告事項
(1) 理事長の職務施行状況

- 第2回 6月8日** (招集手続の省略により開催)
1) 決議事項
(1) 決算について
(2) 理事幹事候補者の決議
(3) 評議員候補者の推薦決議

- 第3回 11月21日**
1) 決議事項
(1) 定款変更および評議員会への提案について
(2) クレジットカード使用規程および経理規程
変更について
(3) パソコン使用規程および誓約書の決定について
(4) 預り金規程の決定について
(5) 第一次補正予算について
2) 報告事項
(1) 事業の中間報告について
(2) 寄附金の受領について
(3) 管理職の人事考課の進捗状況について
(4) 理事長の職務施行状況について

解任・評議員選任委員会

- 第1回 7月9日**
1) 決議事項
評議員3名の辞任および2名の
選任について
(辞任: 井口氏 / 江頭氏 / 白根氏 選任: 芳賀氏 / 吉澤氏)

- 第4回 2月20日**
1) 決議事項
(1) 定款変更の件
(2) 育児・介護休業等規程の件
(3) 第2次補正予算の件
(4) 食事提供に関する利益相反の件
(5) 評議員会の招集の件
2) 報告事項
(1) 寄附金の受領の報告
(2) 理事の職務施行状況の報告

- 第5回 3月19日**
1) 決議事項
(1) 施設長の異動、就任の件
(2) 令和7年度事業計画の件
(3) 令和7年度予算案の件
2) 報告事項
(1) 理事の職務施行状況の報告

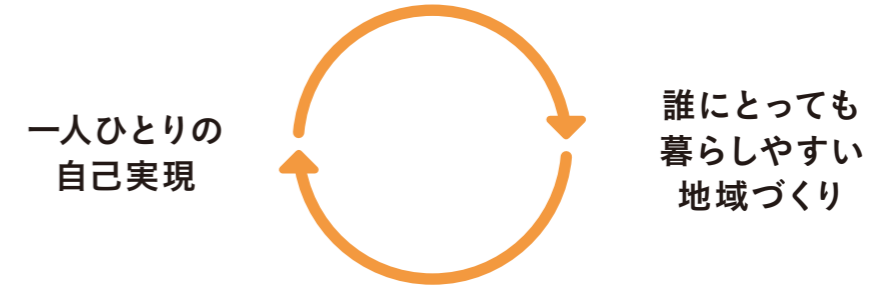
評議員会

- 第1回 6月24日**
1) 決議事項
(1) 定款変更について承認の件
(2) 令和5年度決算
(計算書類及び財産目録)の
承認の件
(3) 理事2名の選任の件
(藤井氏 / 久保田氏)
2) 報告事項
(1) 令和5年度事業報告の件

- 第2回 3月25日**
(招集手続の省略により開催)
(1) 定款変更の件

法人理念

一人ひとりの自己実現と、誰にとっても暮らしやすい地域づくり



この理念は、ひらイルミナルの力だけでは実現しません。一人ひとりの自己実現にも地域づくりにも地域の方々が必要です。私たち法人が提供するサービスを利用する方々のニーズに合った体制を地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら創ることが大切だと考えます。

自己実現のために 自分一人では実現が難しいことや、生活上の困りごと。これらは人や社会とのかかわりの中で解決されていきます。私たちは、地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら、また関係機関の方々との連携を大切にしながら、一人ひとりに合ったオーダーメイドの支援が提供できるよう常に努めます。

地域づくりのために 障害のある方が抱える困難は、その方個人だけの課題ではなく、その方と地域環境との関係の中で生じている課題とも言えます。私たちは、福祉専門職であると同時に地域で暮らす住民でもあり、その課題を自分ごととして捉えることで、より暮らしやすい地域づくりにつなげます。

私たちは、江戸川区内で障害者福祉サービスなどを展開している社会福祉法人です。日々、一人ひとりの「暮らし」や「生き方」をかたちづくるとともに、暮らしのなかで感じる生きづらさからの解放を考え続けています。障害があっても、「障害者」という言葉に縛られない、一人の生活者として向き合えるように。そんな支援を目指しながら、障害のあるひとともそうでないひととも、誰もが暮らしやすい地域づくりをしています。

理事	6名	河野 文美 石井 彩子 會田 真一 坂田 晴弘 遠藤 紫乃 藤井 亘	社会福祉法人ひらイルミナル 理事長 地域活動支援センターこまつがわ センター長 介護サービス包括型グループホーム遊牧舎 所長 千代田区障害者よろず相談Light(ライト) 所長 一般社団法人スターアドバンス 代表理事 一般社団法人東京都相談支援専門員ネットワーク 代表理事
監事	2名	齊藤 栄太郎 児島 史篤	税理士法人齊藤会計事務所 公認会計士 江戸川区認可小規模保育所っこりハウス 園長
評議員	8名	安田 真弓 生駒 真菜 伊藤 逸生 吉田 光爾 志村 優子 北川 由紀夫 吉澤 浩一 芳賀 美行	江戸川区景観まちづくり団体水辺環境創造グループ 代表 法律事務所たいとう 弁護士 いとうメンタルクリニック 院長 東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 教授 特定非営利活動法人つぼみ 理事長 佐久大学 人間福祉学部人間福祉学科 教授 特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会 理事長 平井東自治会 会長

私たちの
ミッション

ワンストップ	私たちは、受けた相談をたらいまわししません
ケアマネジメント	私たちは、一人ひとりの思いに寄り添い、チームで支援します
アウトリーチ	私たちは、セーフティネットにつながらない方にも手を伸ばします
フットワーク	私たちは、足を使って、顔の見える支援をします
ネットワーク	私たちは、社会資源どうしをつないで、面の支援をします
チームワーク	私たちは、本人を含む皆で支え合う、チームづくりを大切に、取り組みます

私たちが
大切に
する
価値・基本姿勢

中立性	利用者本人を中心とした、様々な関係の間に立つこと
素人性	障害・症状により対象を一方的に区別せず生活者の視点を心がけること
柔軟性	固定的な考え方にとらわれないこと
創造性	必要な社会資源や技術等を創り出すこと
機動性	必要な時に必要なアクションを起こすこと
人間性	自他尊重を基本とし、ともに成長できる関係性をつくること

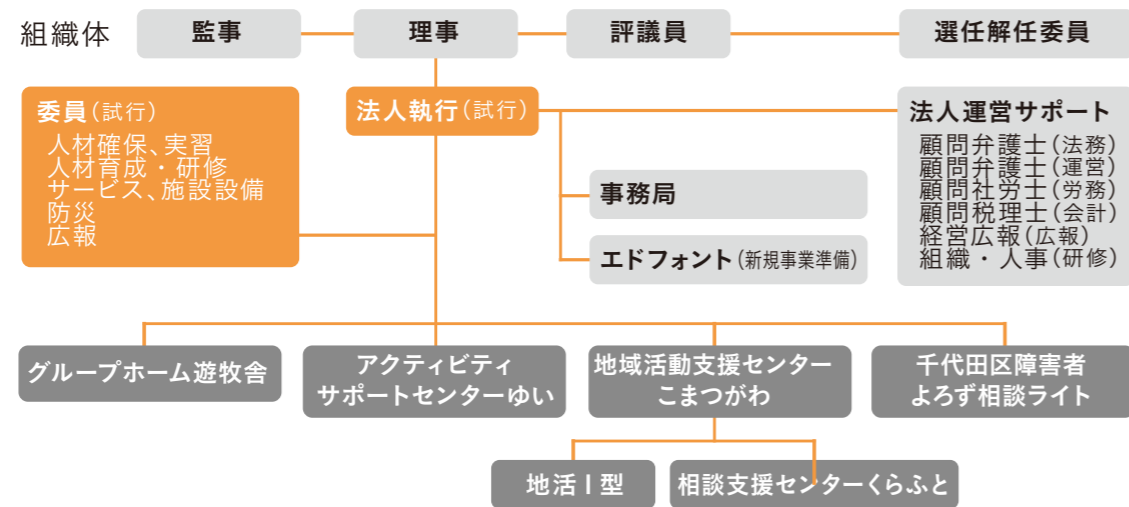
法人名称 **社会福祉法人 ひらイルミナル**
 設立 平成 31 年 3 月 15 日
 法人事務局 〒134-0091 東京都江戸川区船堀 1-4-10 第二乙女屋マンション 702
 電話：03-6661-3434 ファクシミリ：03-6661-3435
 info@hirai-luminal.or.jp
 理事長 河野文美(このふみ)
 従業員数 53名(男性19名、女性34名/令和6年3月末現在)
 内訳(遊牧舎:①8名②2名/ゆい:①7名②10名/こまつがわ:①6名②1名/くらふと:①3名②1名/Light:①6名②1名/事務局:①6名②2名) ※①常勤②非常勤

事業の種類

- | | |
|--|---|
| <p>1. 第二種社会福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 障害福祉サービス事業の経営 ロ. 地域活動支援センターI型の経営 ハ. 一般相談支援事業の経営 <p>ニ. 特定相談支援事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ. 障害児相談支援事業の経営 | <p>2. 公益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 精神障害者自立生活体験事業の経営 ロ. 法人ショートステイ事業の経営 ハ. 精神障害者ピアサポーター育成事業 ニ. 精神障害者就労支援事業 ホ. 精神障害者居住支援事業 ヘ. 精神障害者居住支援に係る緊急時対応事業 ト. 江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業 チ. 精神障害者地域移行促進事業 |
|--|---|

所轄庁 江戸川区

執行部・委員会の発足



<p>執行部(試行)担当(試行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス、施設整備(ゆいの事業拡大) ・ 人材確保 ・ 人材育成・研修 ・ 防災 ・ 広報 ・ エドフォント 	<p>河野 坂田 森田 會田、森田 高野、坂田 高野、執行部 稲富 森田、小山、河野 森田</p>
--	---

共通の管理ができる法人事務局のプラットフォームづくり

事業所をまたぐ調整、管理 本部機能の整備

事務局の役割と機能のベースを事務局内外と共有し、他事業所とのやりとりが円満になるように、役割や業務整理、情報管理の整備をすすめ、法人運営の基盤づくりに着手しました。法務の全体の仕事を把握するため、前半では新任の事務局長を中心に東京都・江戸川区等とのやりとりを行い、業務の状況を整理しました。理事会・評議員会の運用については昨年までは日程調整から、資料準備まで、全てが順調とは言えなかった部分があります。今年度は年間のスケジュールをたて、それに向けて必要なものを整理し、事務局より適切に発信することで改善を図りました。

沿革

平成 2 年 12 月	墨田区の母体から江戸川区へ「江戸川区西部に作業所をつくる会」を開設
平成 4 年 4 月	精神障害者共同作業所 悠遊舎えどがわ 開設
平成 7 年 4 月	精神障害者共同作業所 悠歩舎 開設
平成13年 7 月	特定非営利活動法人 えどがわ悠人会(以下えどがわ悠人会) 法人設立
平成14年 10 月	グループホーム遊牧舎 開設
平成21年 4 月	江戸川区精神障害者自立生活体験事業を受託
平成22年 5 月	東京都指定相談支援事業くる・ゆい 開設
平成23年 12 月	特定非営利活動法人ヒーライトねっと(以下ヒーライトねっと) 法人設立
平成24年 4 月	ヒーライトねっとが事業譲受(グループホーム・ケアホーム遊牧舎/東京都指定相談支援事業くる・ゆい/江戸川区精神障害者自立生活体験事業)
	自立訓練(生活訓練)事業 アクティビティサポートセンターゆい 開設
	東京都指定相談支援事業くる・ゆいから相談室くるんと名称変更し計画相談実施
平成25年 4 月	相談支援センターくらふと 開設
	江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業を受託
平成26年 11 月	自立訓練(生活訓練)・生活介護多機能型事業所アクティビティサポートセンターゆいに変更
平成27年 8 月	相談室くるん終了し、相談支援センターくらふとへ統合
平成30年 9 月	相談支援センターくらふと 自立生活援助開始
	12 月 社会福祉法人申請のため、グループホーム遊牧舎 短期入所事業を廃止
平成31年 3 月	社会福祉法人ひらイルミナル 法人設立
	4 月 グループホーム遊牧舎 ひらイルミナルが事業譲受
	江戸川区精神障害者自立生活体験事業 ひらイルミナルが受託変更
	地域活動支援センターこまつがわ 開設
令和元年 6 月	グループホーム遊牧舎 グループホーム特例のため短期入所事業が運営できない課題解決に
	法人ショートステイ事業を開設(社会福祉法人の公益事業)
令和 2 年 4 月	江戸川区精神障害者居住支援事業、江戸川区精神障害者就労支援事業、江戸川区精神障害者ピアサポーター育成事業を受託
	7 月 グループホーム遊牧舎 自立生活援助事業 開始
令和 3 年 4 月	アクティビティサポートセンターゆい ひらイルミナルが事業譲受
	相談支援センターくらふと ひらイルミナルが事業譲受
	江戸川区精神障害者安定化支援事業 ひらイルミナルへ受託変更
	東京都グループホーム活用型ショートステイ事業を受託
	東京都精神障害者地域移行促進事業を受託
令和 5 年 4 月	ピアサポーター活用アドバイザーを含めた、東京都精神障害者地域移行促進事業の受託拡大
令和 6 年 4 月	千代田区障害者よろず相談Light(ライト)を受託